

第3次松山市環境総合計画 (案)

令和7年 月

目次

第1章 計画の基本的事項	1
1－1. 第3次松山市環境総合計画の概要	1
(1) 第3次松山市環境総合計画の策定について.....	1
(2) 策定の基本方針	1
(3) 計画の位置付け	2
(4) 計画の期間	2
(5) 対象とする範囲（地域・分野）	2
(6) 計画の主体・推進体制	3
(7) 進行管理	3
1－2. 社会的背景	4
(1) 環境問題の世界の動向	4
(2) 国内の動向	6
(3) 市内の動向	7
第2章 環境を取り巻く現在の状況	8
2－1. 松山市の環境	8
(1) 概況	8
(2) 都市環境	13
2－2. 市民・事業者アンケートの概要	15
(1) アンケートの概要	15
(2) 市民アンケート結果（一般市民・高校生）.....	16
(3) 小・中学生アンケート結果	19
(4) 事業者アンケート結果	21
2－3. 環境施策の評価	23
(1) 前計画の目指すべきまちの姿と基本指標の目標達成状況.....	23
(2) 前計画に基づいて実施した事業目標の達成状況.....	24
第3章 環境の将来像と目指すべきまちの姿	25
3－1. 環境の将来像	25
3－2. 基本目標に関連する現状と課題	26
(1) 循環型まちづくり	26
(2) 脱炭素型まちづくり	28
(3) 自然と共生するまちづくり	31
第4章 みんなで進める取組と役割	35
＜循環型まちづくり＞	36
基本施策1 3Rを推進するまち	36
基本施策2 ごみを適正に処理するまち	39
＜脱炭素型まちづくり＞	41

基本施策3 脱炭素の暮らし広がるまち	41
基本施策4 気候変動に適應するまち	44
＜自然と共生するまちづくり＞	46
基本施策5 安全・安心で快適に暮らせるまち.....	46
基本施策6 豊かな自然あふれるまち	49
＜横断的な取組＞	53
Ⅰ 環境学習・人材育成	53
Ⅱ 情報発信・意識啓発	55
Ⅲ 協働・連携	55

第1章 計画の基本的事項

1-1. 第3次松山市環境総合計画の概要

(1) 第3次松山市環境総合計画の策定について

近年は、気候変動による異常高温、気象災害が多発し、新型コロナウイルス感染症のパンデミックにより人類が生態系の一部であること、環境、生態系のバランスの乱れには巨大なリスクを伴うこと等が明らかとなり、市民生活にも大きな影響を与えています。こうした状況を踏まえ、市民・事業者・行政が一体となって、総合的かつ計画的に環境への取組を推進することが一層求められています。

本市は、松山市環境基本条例の基本理念及び施策の基本方針の実現に向けた計画として長期的な視点で環境保全や環境負荷低減への取組を体系化した「松山市環境総合計画」を2003（平成15）年に策定しました。その後、環境を取り巻く状況の変化を踏まえ、2013（平成25）年に第2次松山市環境総合計画を策定しました。

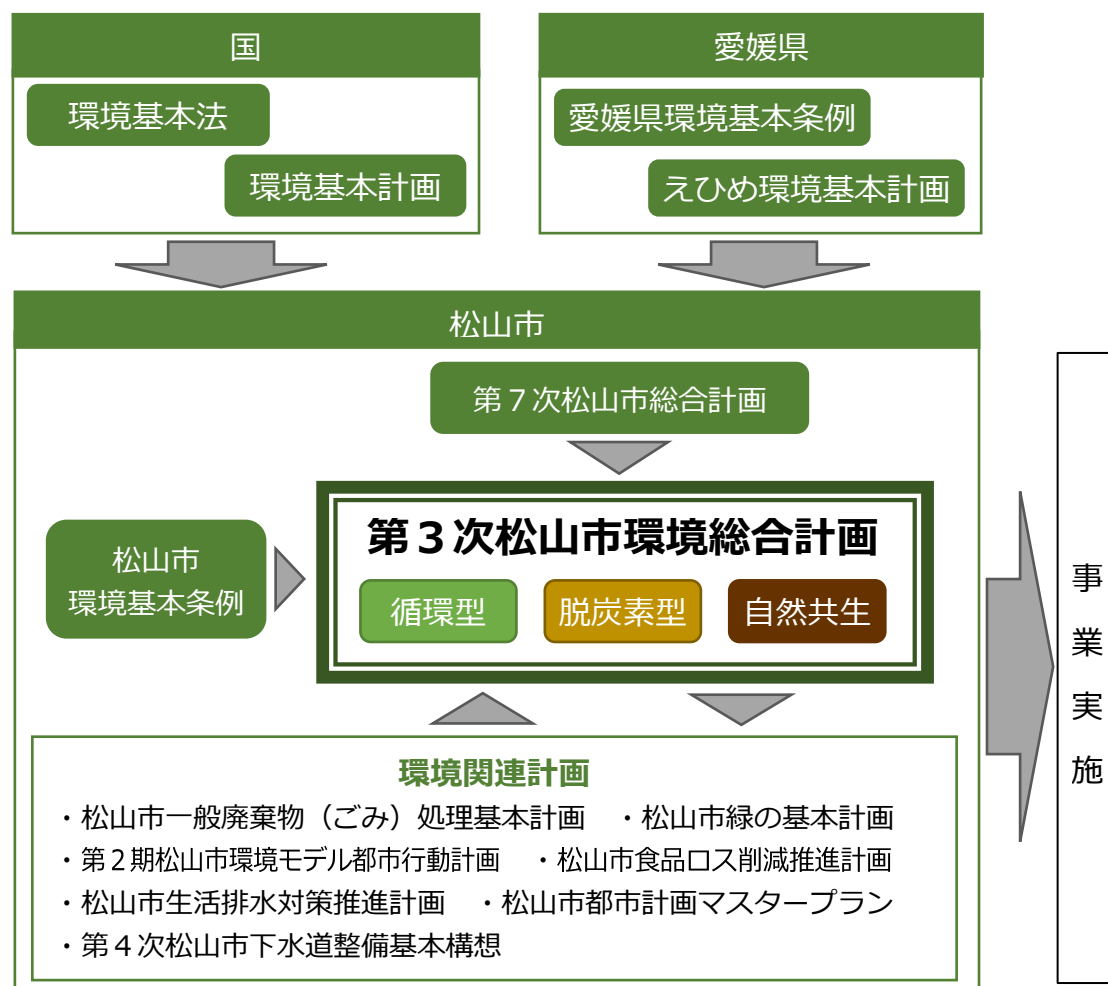
このたび、第2次松山市環境総合計画の計画期間が終了することから、第3次松山市環境総合計画（以下「本計画」という。）を策定します。

(2) 策定の基本方針

- ①本市の特性を十分に踏まえた上で、将来像を明確化するとともに、将来像の実現に向けた方向性を示すものとします。
- ②現在の本市を取り巻く環境への対応はもちろん、カーボンニュートラルに向けた社会の動向や、少子高齢化・人口減少等、将来の社会情勢の変化にも柔軟に対応できるものとします。
- ③国・県等の方向性及び長期計画との整合性に配慮するとともに、第7次松山市総合計画及び本市の環境関連計画との整合性を図ります。
- ④市民アンケートや市民向けのワークショップ等の意見を参考にするとともに、松山市環境審議会やパブリックコメントを通して、広く市民の意見を計画に反映させます。
- ⑤計画の実行性を確保するため、実施計画を策定します。

(3) 計画の位置付け

本計画は、松山市総合計画を環境面から補完する計画であり、松山市環境基本条例に掲げる基本理念及び施策の基本方針の実現に向けた計画として、主に市民、事業者、行政が、環境保全・創造に取り組む上での基本的指針となるものです。



(4) 計画の期間

計画の期間は10年間とし、2025（令和7）年4月から2035（令和17）年3月までの計画とします。また、近年の社会情勢や経済状況の変化を考慮し、5年ごとに計画の見直しを行います。

(5) 対象とする範囲（地域・分野）

本計画の対象地域は、松山市全域とします。

また、対象分野は、生活に身近な環境問題から地球温暖化などの地球規模の環境問題までを範囲に、「生活環境」、「自然環境」、「都市環境」、「地球環境」の4分野と、それらを総合的に推進していく「環境保全活動」とあわせて5つとします。

表 1 本計画で対象とする分野

対象	分野
生活環境	ごみ、大気・水質、騒音・振動など
自然環境	山、川、海などの自然やそこに生息する動植物など
都市環境	景観、公園・緑地、農業や親水など
地球環境	地球温暖化、海洋汚染、森林の減少など
環境保全活動	環境学習や市民団体等の環境活動・連携、環境情報の収集・発信など

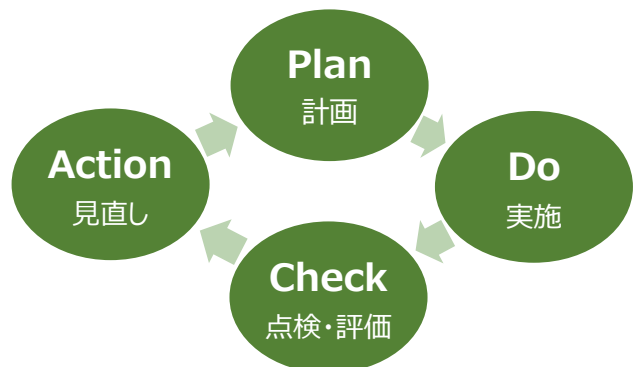
(6) 計画の主体・推進体制

本計画は、「市民」、「事業者」、「行政」を主体にそれぞれの役割を果たすだけでなく、「市民活動団体」をはじめ、関係する団体や機関等と協力・連携を図ることで、本計画の幅広い取組を推進していきます。



(7) 進行管理

本計画を推進するため、PDCAサイクルに基づく点検・評価や見直しを行い、時代の流れに沿って計画の継続的な改善を行うことで、実効性を高めます。



1－2．社会的背景

(1) 環境問題の世界の動向

世界の平均気温の上昇に伴い、洪水、干ばつ、暴風雨による被害が更に深刻化することが懸念されており、人類は深刻な環境危機に直面しています。2023（令和5）年5月に行われたG7広島首脳コミュニケ（声明）では、「我々の地球は、気候変動、生物多様性の損失及び汚染という3つの世界的危機に直面している」と明確に述べられ、同年7月には、国際連合の事務総長が「地球温暖化の時代は終わり、地球沸騰化の時代が到来した」と表明しています。

<循環経済及び資源効率性>

2022（令和4）年のG7気候・エネルギー・環境大臣会合では、3か年計画の「ベルリン・ロードマップ」が採択され、翌年には、事業者の行動指針である「循環経済及び資源効率性の原則（CEREP）」が採択、また重要鉱物などの国内・国際回収リサイクルの強化、廃棄物分野の脱炭素化に向けた努力の強化が合意されました。今後は、事業者が循環経済に関するイニシアチブを立ち上げ、行動を強化するとともに、政府及び金融セクターと連携することで資源循環の促進が期待されています。また、プラスチックを含む海洋ごみについて、生態系を含めた海洋環境の悪化や海岸機能の低下等が地球規模で問題となっています。2019（令和元）年開催のG20大阪サミットでは、2050年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減することを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が提案され、87の国・地域がこのビジョンを共有しています。さらに、2023（令和5）年4月開催のG7札幌気候・エネルギー・環境大臣会合、5月開催のG7広島サミットでは、2040年までに追加的なプラスチック汚染をゼロにする野心に合意し、さらに積極的に取り組むこととなっています。

<地球温暖化対策>

1997（平成9）年に合意された先進各国に法的拘束力のある二酸化炭素の排出削減目標を規定する「京都議定書」の第二約束期間の終了を見据え、2015（平成27）年12月に地球温暖化対策の国際的枠組みとして「パリ協定」が採択されました。これにより、世界全体の目標として、世界の平均気温上昇を産業革命前に比べて、2℃より低く抑え1.5℃に抑える努力を追求することが示され日本を含む全ての条約加盟国が温室効果ガス削減・抑制目標を定めることが求められています。しかし、2021（令和3）年8月に公表された第6次評価報告書第1作業部会では、2021（令和3）年から2040年までの間に1.5℃を超える可能性が非常に高いことが報告されています。

<生物多様性>

「地球規模生物多様性概況第5版(GB05)」で、2020（令和2）年までに生物多様性の損失を止めるために効果的かつ緊急な行動を実施することを目標とした20の

愛知目標の内、6つの目標が部分的に達成されたものの完全に達成できた目標はないという厳しい結果が示されました。こうした状況の中、2022（令和4）年に開催された生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）第二部では、意欲的なターゲット等に加え、目標達成のための条件整備も含む、統合的な世界目標として「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択されました。同枠組では、生物多様性の観点から2030年までに陸と海の30%以上を保全する「30by30目標」が主要な目標の一つとして定められています。一方で、2023（令和5）年12月に国際自然保護連合（IUCN）が公表した絶滅のおそれのある世界の野生生物をまとめた「レッドリスト」の最新版では、「絶滅の危機が高い」とされる種数が、1年前から比較して約2,000種増加し、44,016種に及ぶなど、種の絶滅速度が速くなっており、早急な対応が求められています。

（２）国内の動向

2024（令和６）年に策定された「第六次環境基本計画」は、気候変動、生物多様性の損失及び汚染という３つの危機への強い「危機感」に基づき策定されています。環境を基盤・軸とした環境・経済・社会の統合的向上を図り、環境収容力を守り環境の質を上げることによって経済社会が成長・発展できる文明を実現していく「循環共生型社会」を目指しています。

また、「循環共生型社会」を目指すことで、国民に希望をもたらせるよう「現在及び将来の国民一人一人の生活の質、幸福度、ウェルビーイング、経済厚生の上昇」を最上位の目的とし、市場的価値と非市場的価値の双方にて「新たな成長」の実現を図ることが新たに打ち出されています。

＜資源循環＞

2024（令和６）年に「第五次循環型社会形成推進基本計画」が策定され、資源生産性・循環利用率を高める取組を一段と強化するため、従来の延長線上ではなく、大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済・社会様式につながる一方通行型の線形経済から、持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用する循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行を推進することを前面に打ち出し、環境制約、産業競争力強化・経済安全保障、地方創生・質の高い暮らしの実現という様々な社会的課題を同時に解決していくことが期待されています。

＜脱炭素＞

2020（令和２）年 10 月、政府は 2050 年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルの実現を目指すことを宣言しました。2021（令和３）年度に改正された地球温暖化対策の推進に関する法律では、2050 年までの「脱炭素社会の実現」が明記されるなど、国全体で脱炭素を目指すことを法的にも定めています。また、近年の平均気温の上昇、災害の増加、熱中症のリスクの増加など、気候変動及びその影響が全国各地で現れており、今後更に頻発化・激甚化することが強く懸念されています。同年に改定された「気候変動適応計画」では、気候変動影響による被害の防止・軽減、自然環境の保全等を図り、安全・安心で持続可能な社会の構築を目指しています。あわせて同年に改定された「地球温暖化対策計画」では、「温室効果ガス排出量 2013 年度比 2030 年度 46%削減」を目標とし、更なる目標の上積みに向け、現在、「第七次エネルギー基本計画」や「地球温暖化対策計画」の改定が進められています。

＜生物多様性＞

2023（令和５）年に「昆明・モントリオール生物多様性枠組」に対応した「生物多様性国家戦略 2023-2030」が取りまとめられました。2030 年のネイチャーポジティブ（自然再興）の実現を目指し、生態系の健全性の回復、自然を活用した社会課題の解決等の基本戦略 5 つとなすべき行動目標が 25 項目設定されています。

(3) 市内の動向

本市では、2003（平成 15）年の松山市環境基本条例の施行から、様々な環境施策を行っています。

表 2 本市の環境施策

年	内容
2003（平成 15）年	松山市環境基本条例の制定・施行
	「松山市環境総合計画」の策定
2004（平成 16）年	「松山市都市計画マスタープラン」の策定
	「松山市緑の基本計画」の策定
2007（平成 19）年	脱温暖化と産業創出を目指す 「松山サンシャインプロジェクト」を展開
2011（平成 23）年	「松山市低炭素社会づくり実行計画」の策定
2013（平成 25）年	「第 2 次松山市環境総合計画」の策定
	「環境モデル都市」に選定される
2014（平成 26）年	「松山市環境モデル都市アクションプラン」の策定
2017（平成 29）年	「第 4 次松山市下水道整備基本構想」の策定
2019（平成 31）年	「松山市生活排水対策推進計画（改定第 2 版）」の策定
2020（令和 2）年	「松山市環境モデル都市行動計画」の策定
	「ゼロカーボンシティ」を表明
2021（令和 3）年	脱炭素社会の実現に向けて、さいたま市と連携協定を締結
	「松山市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」の策定
2022（令和 4）年	「松山市食品ロス削減推進計画」の策定
2023（令和 5）年	「第 2 期松山市環境モデル都市行動計画」の策定

第2章 環境を取り巻く現在の状況

2-1. 松山市の環境

(1) 概況

①位置・地形

本市は、愛媛県のほぼ中央にある松山平野に位置します。市域は、東西40.3km、南北42.9km、総面積429.35㎢になります。

また、本市は北西部の瀬戸内海に浮かぶ中島から北東部の高縄山系のすそ野の平野を経て、重信川と石手川により形成された松山平野へと広がっています。



②人口

ア. 人口・世帯

2020（令和2）年度の人口及び世帯数は、511,192人、241,234世帯です。人口は、2010（平成22）年度をピークに減少しています。一方、世帯数は、増加傾向にあり、核家族化が進んでいることがうかがえます。

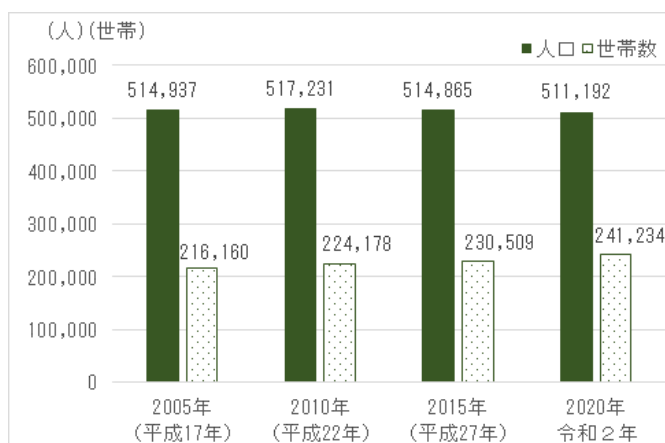


図1 人口と世帯数の推移 資料：国勢調査

イ. 年齢別人口

2020（令和2）年度の65歳以上の割合は28.6%で、全国平均の28.7%と同程度になっています。15歳未満の割合は、年々減少する一方で、65歳以上の割合は増加し、少子高齢化が進んでいます。

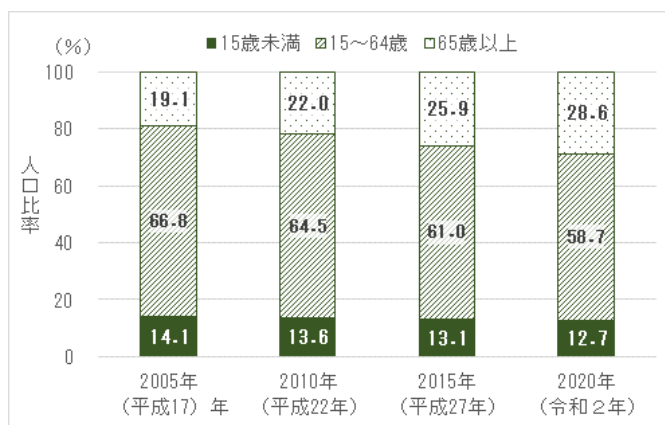


図2 年齢3階級人口の推移 資料：国勢調査

③気象

本市の気候は温暖な瀬戸内気候です。2023（令和5）年の年間平均気温は17.8℃、年間降水量は1,400mmであり、7月に多く、1月に少ない傾向にあります。年間日照時間は約2,140時間で、全国的にも日照時間が長く、瀬戸内海地域の特徴を表しています。また、最高気温30℃を超える真夏日は、2000（平成12）年以降で70日を超える年が2年に1回の割合になっており、最高気温が35℃を超える猛暑日は、2000（平成12）年以降10日を超える年が出てくるなど、気温の高い日が増加傾向にあります。

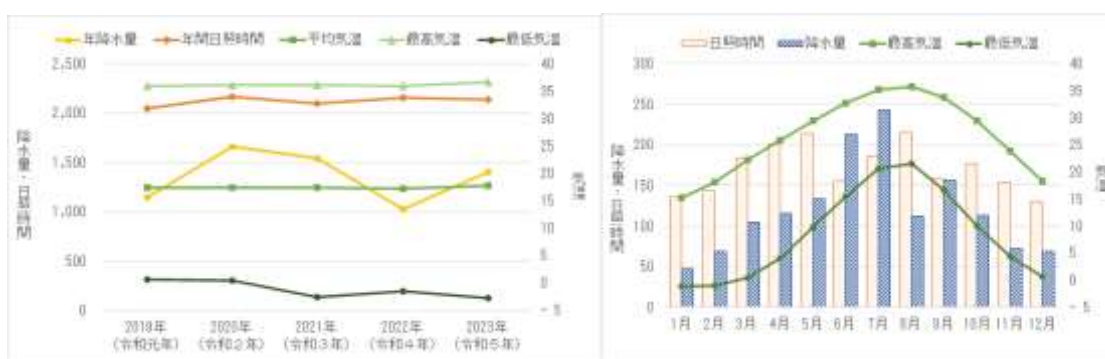


図3 松山市の気象 資料：松山市統計書 図4 松山市の気象（平成16年～令和5年平均値）
資料：気象庁

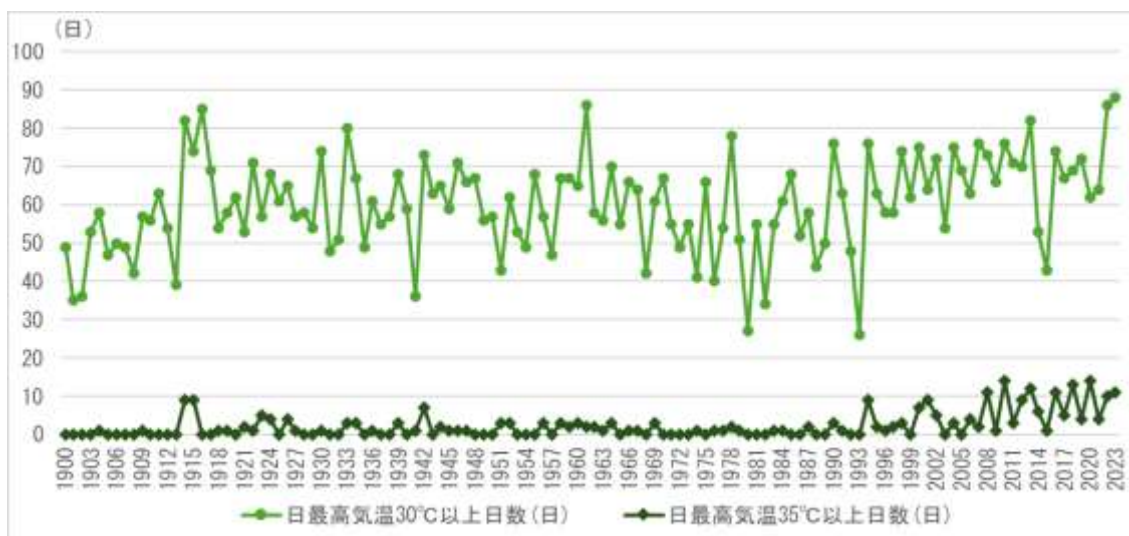


図5 真夏日と猛暑日数の推移 資料：松山市統計書

④産業構造

産業別の就業人口比率は、おおむね横ばいで推移し、第1次産業及び第2次産業では減少傾向がみられます。本市の特徴としては、第1次産業及び第2次産業に比べ、第3次産業の就業者数の構成比が高く、特に、卸売・小売業、医療・福祉の構成比が高い値となっています。

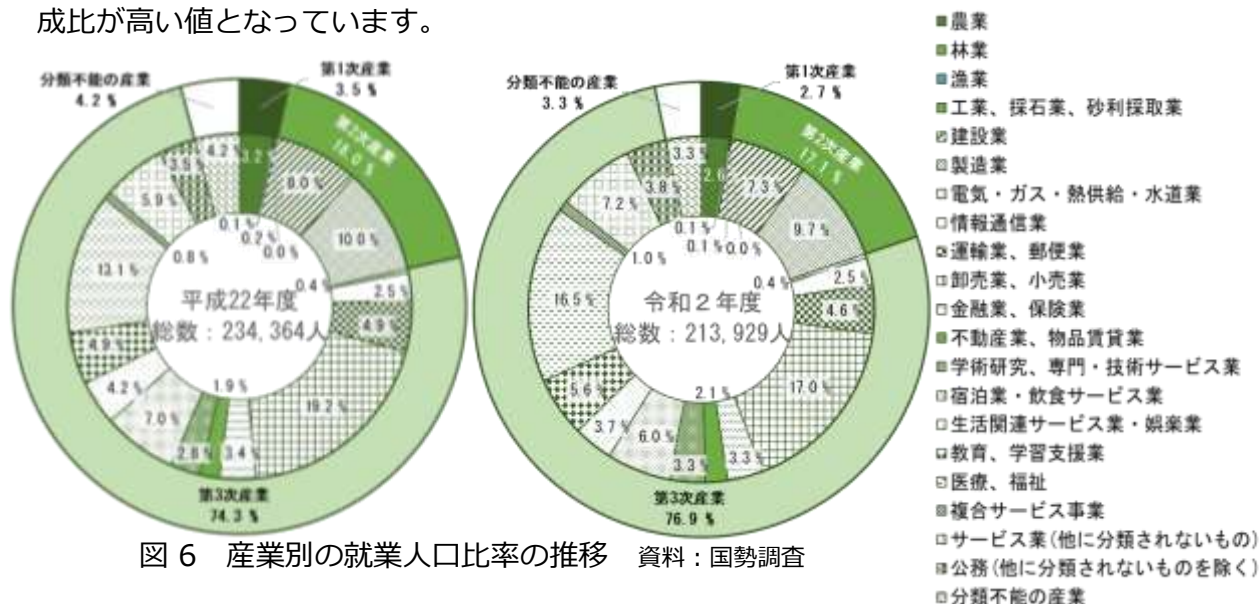


図6 産業別の就業人口比率の推移 資料：国勢調査

⑤交通

ア. 公共交通

市内の鉄道は、JR 予讃線及び伊予鉄道高浜・横河原線、郡中線が整備され、市街地には、伊予鉄道の軌道が整備されています。JR、伊予鉄道、バスの利用者数は、微増傾向にあったなか、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機に2020（令和2）年度は大幅に減少し、現在は回復傾向にありますが、ライフスタイルの変容などにより、2019（令和元）年度の水準までは回復していません。



図7 公共交通の利用者数の推移 ※JRは、松山駅乗車人員数
資料：松山市統計書

イ. 自動車

本市の自動車保有台数は、全体でみると増加傾向にあります。種別でみると、貨物車類は横ばいで推移し、乗用車類の普通車と軽自動車（貨物以外）は年々増加しています。

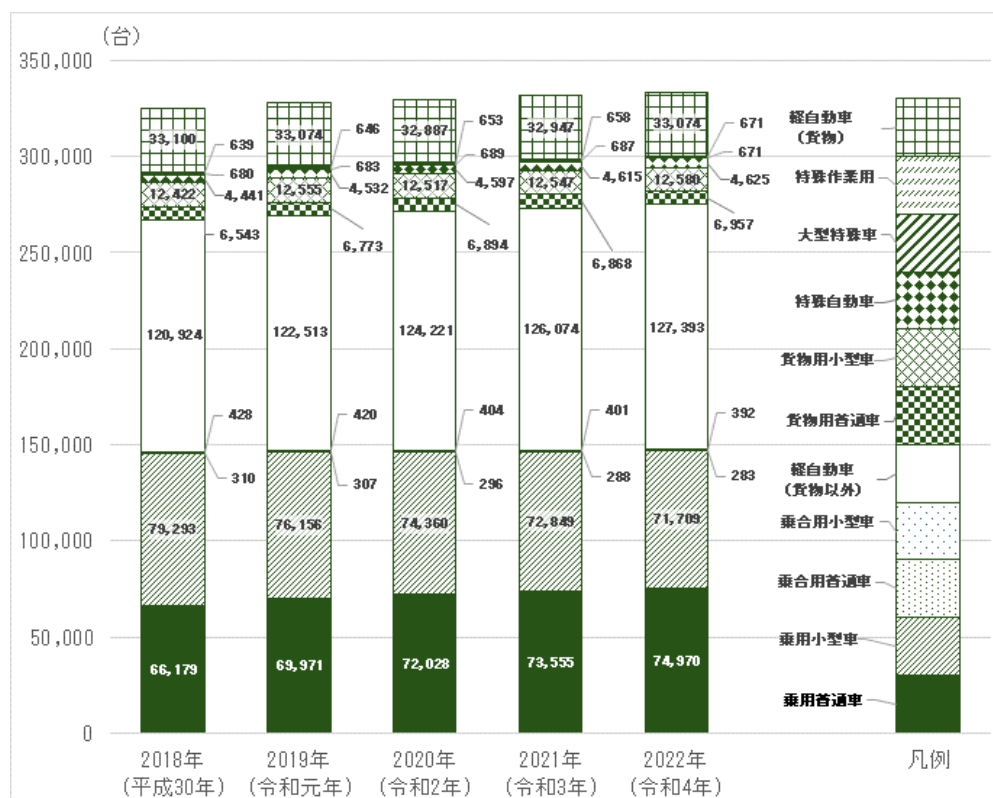


図 8 自動車の保有台数の推移 資料：松山市統計書

⑥土地利用

本市の土地利用面積は、田・畑が減少傾向にあります。一方、宅地の面積は増加しています。

表 3 田・畑・宅地などの面積の推移

単位：ha

年度	田	畑	宅地	鉱泉地 池・沼	山林	原野	雑種地	総面積
平成 30 年度	2,946	5,668	5,314	16	9,591	118	1,100	24,754
令和元年度	2,917	5,664	5,342	16	9,690	119	1,103	24,852
令和 2 年度	2,889	5,659	5,370	16	9,809	121	1,105	24,970
令和 3 年度	2,864	5,655	5,388	16	9,858	121	1,111	25,015
令和 4 年度	2,841	5,647	5,413	16	9,923	121	1,122	25,084

※本表は、各年 1 月 1 日の固定資産概要調書から集計した評価総地積であり、非課税地は含みません。

※小数点以下の取り扱いで合計値が合わない場合があります。

資料：松山市統計書「地目別土地面積」

⑦文化財

本市には多くの文化財がありますが、それらは本市の歴史と文化を育んだ自然環境、あるいは歴史・文化的環境を反映した市民の大切な財産であり、その保護を図るとともに、後世に伝えていくべきものです。

本市の文化財指定件数は、国宝 3 件、重要文化財 36 件、県指定 74 件、市指定 162 件の計 275 件です。同じく登録文化財は、有形文化財 34 件、記念物 2 件の計 36 件となっています。

※2024（令和6）年2月16日時点

⑧観光

本市には恵まれた自然景観とともに、日本最古の温泉といわれる道後温泉や日本三大連立式平山城である松山城があります。また、夏目漱石の小説『坊っちゃん』や司馬遼太郎の小説『坂の上の雲』、正岡子規をはじめとする俳句、あるいは四季折々の祭りや郷土芸能の数々、四国霊場など歴史や文化の資源に恵まれ、四国を代表する観光地として発展してきました。

本市では、豊かな自然をいかしたグリーンツーリズムなどを展開し、市北部に位置する北条地域では海水浴や釣り・バーベキューなど、離島の中島地域では、農業体験やトライアスロンなど様々な体験をすることができます。

（２）都市環境

①都市景観

本市の顔となる魅力ある都心部の都市景観と風情ある地区の景観の保全・向上を図るために、景観計画区域として「中心地区景観計画区域」、「三津浜地区景観計画区域」を指定するとともに、特に景観的な配慮が望まれる景観要素を含む地区である「市役所前榎町通り」、「二番町通り」、「ロープウェー街」、「道後温泉本館周辺」、「松山駅周辺」、「大手町通り」を景観形成重点地区に指定し、それぞれ良好な景観形成、景観形成の方針や建築物の建築などの際を守るべき制限事項など定めた「松山市景観計画」を策定しています。さらに、本市のシンボルである松山城への眺望景観を保全するために「眺望保全区域」も指定しています。この計画に基づき、各主体の協働による景観まちづくりを推進しています。



松山城



道後温泉本館



三津の渡し

※2018（平成30）年に四国八十八景に選定されています。

②都市公園

都市公園法に基づき、市民の憩いの場や地域のレクリエーションなどに利用され、公共の福祉の増進に資する公園又は緑地は347箇所（389.28ha）です。

※2023（令和5）年度末時点

③都市基盤施設

ア. 上下水道

本市の上水道は、石手川ダムの水と重信川の地下水を主な水源とし、9 箇所の浄水処理場で浄水後、一部島しょ部や山間部を除く地域に給水を行っています。

下水道は、市内を地勢・水系などから、中央、西部、北部、北条、上野処理区に区分し公共下水の整備を進めています。2023（令和 5）年度末時点の下水道処理人口普及率は 66.4%であり、2026（令和 8）年度までに 69%まで向上させることを目標としています。また、短期間の大雨による浸水対策として、下水道雨水整備を進めています。

イ. 合併処理浄化槽

生活排水による河川等公共用水域の水質汚濁を防止するため、1992（平成 4）年度から市が定める地域に合併処理浄化槽を設置する方に補助金の交付を開始しました。近年は、単独処理浄化槽やくみ取り便所から水質改善効果が高い合併処理浄化槽への転換に限定して補助金を交付し、効果的な合併処理浄化槽の普及拡大を図っています。

④松山市駅前広場整備

本市では、「歩いて暮らせるまちづくり」を進めるため、花園町通りと銀天街をつなぎ、一日約 3 万人の乗降客が行き交う「松山市駅前広場」を 2026（令和 8）年度までに整備し、公共交通の利便性の向上とともに、人々の往来、にぎわい、中心市街地の活性化を促します。交流広場には、緑を配置する予定となっています。



図 9 市駅前広場の施設配置

資料：松山市駅前広場整備実施計画

2-2. 市民・事業者アンケートの概要

(1) アンケートの概要

本計画を策定するにあたり、本市の環境の現状と将来について、また市として取り組むべき課題について把握するため、市民や事業者の意見を調査しました。本計画は、10年後の環境の将来像を示すものであるため、無作為に抽出した一般市民に加えて、計画期間終了時には社会に出ていく若者について、重点的に意見を聴くため小学生・中学生・高校生に分けてアンケートを行い、それぞれ比較できるようにしました。

① アンケート調査期間

2023（令和5）年12月15日（金）～2024（令和6）年1月31日（水）

② 配布及び回収方法

一般市民及び事業者へは郵送調査、小中高校生に関しては学校へ依頼しました。
回答方式は、紙面回答又はWEB回答としました。

③ アンケート調査の対象

対象	抽出方法	配布数	回答数	回答率
一般市民	男女・年齢別比例抽出	2,000	667	33.4%
高校生	市内の高校1校 (1年生)に依頼	360	339	94.2%※
中学生	市内の中学校1校 (1,2年生)に依頼	597	294	49.2%
小学生	市内の小学校1校 (5年生)に依頼	131	52	39.7%
事業者	市内の事業所から 無作為抽出	800	213	26.6%
合計	—	3,888	1,565	40.25%

※ホームルームの時間を活用したため、回答率が高くなっています。

④ アンケート結果

結果の一部を次項から掲載しています。結果の詳細は、参考資料に掲載しています。

(2) 市民アンケート結果（一般市民・高校生）

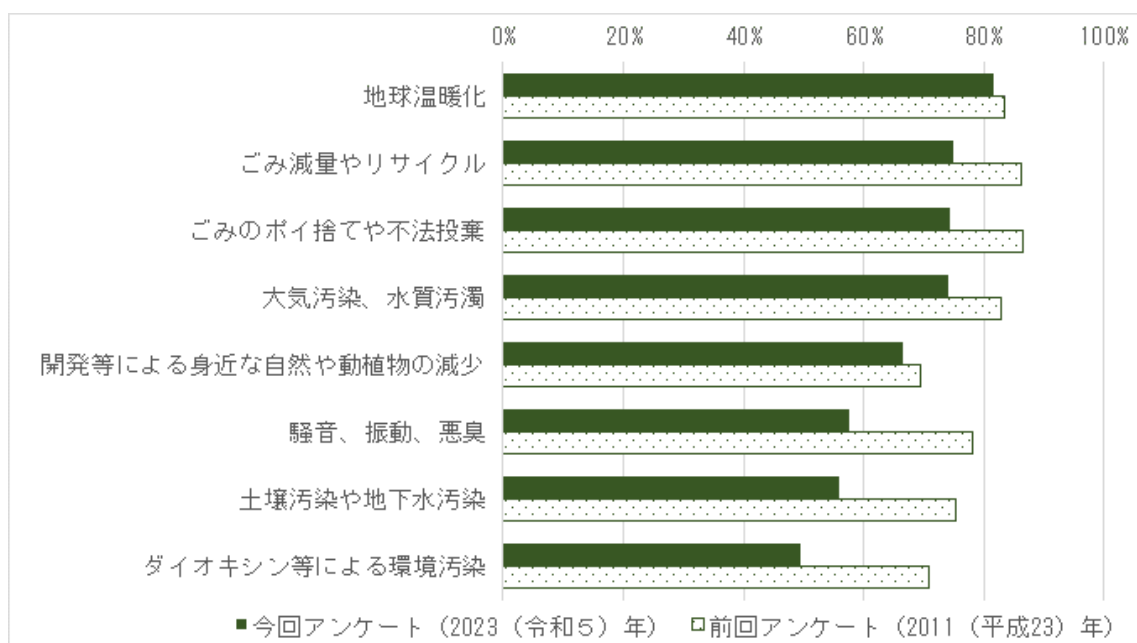
①環境問題に対する関心

- ・昨今報道されている異常な気温上昇や豪雨災害など、地球温暖化の影響と考えられる環境問題以外については、2011（平成 23）年のアンケートと比較して、2023（令和 5）年度のアンケート結果は全体的に、「非常に関心がある」「関心がある」の回答割合が低くなっています。
- ・これは市民の関心度合いが低くなっていると考えられる一方で、大気汚染や騒音、振動、悪臭、ダイオキシン等の問題は気にならなくなっているとも考えられ、生活環境が良くなっているという結果の現れとも捉えることができます。

表 4 環境問題に対する関心

項目	合計	非常に関心がある	関心がある	どちらともいえない	あまり関心がない	関心がない	未回答
①地球温暖化	1,006	389	433	121	32	18	13
		38.7%	43.0%	12.0%	3.2%	1.8%	1.3%
②プラスチックごみ等による海洋汚染		290	484	151	44	20	17
		28.8%	48.1%	15.0%	4.4%	2.0%	1.7%
③ごみ減量やリサイクル		214	539	171	44	20	18
		21.3%	53.6%	17.0%	4.4%	2.0%	1.8%
④ごみのポイ捨てや不法投棄		244	503	181	44	19	17
		24.3%	50.0%	18.0%	4.4%	1.9%	1.7%
⑤大気汚染、水質汚濁		224	521	175	53	16	17
		22.3%	51.8%	17.4%	5.3%	1.6%	1.7%
⑥開発等による身近な自然や動植物の減少		219	452	229	68	20	18
		21.8%	44.9%	22.8%	6.8%	2.0%	1.8%
⑦騒音、振動、悪臭		119	460	288	103	23	13
		11.8%	45.7%	28.6%	10.2%	2.3%	1.3%
⑧土壌汚染や地下水汚染		147	415	284	110	31	19
		14.6%	41.3%	28.2%	10.9%	3.1%	1.9%
⑨ダイオキシン等による環境汚染		125	373	315	135	36	22
		12.4%	37.1%	31.3%	13.4%	3.6%	2.2%

※項目ごとに、最も多い回答箇所に色付けを行っています。以降、同様に色付けしています。



※今回アンケートと前回アンケートの内、同項目で「非常に興味がある」と「興味がある」の合計の回答割合を比較。

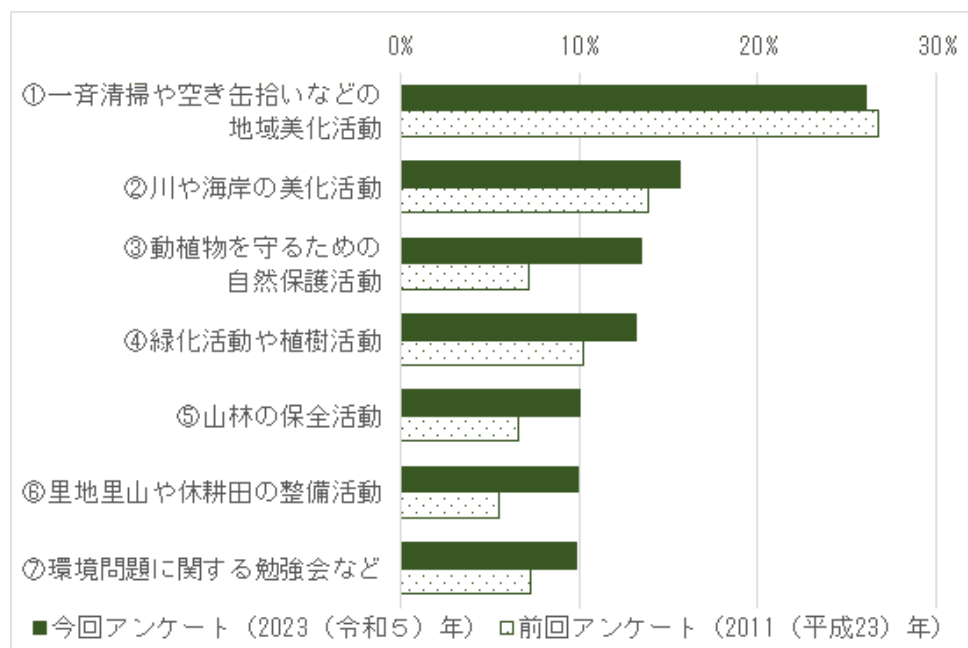
図 10 環境問題に関する関心

②環境保全活動への参加意欲

- ・全体的に、2011（平成 23）年と比較して「すでに参加している」「ぜひ参加したい」との回答割合が同等、もしくは上昇し、市民の参加意欲が高まっていると考えられます。

表 5 環境保全活動の参加意欲

項目	合計	すでに参加している	ぜひ参加したい	都合が合えば参加したい	誘われれば参加したい	参加しようとは思わない	未回答
①一斉清掃や空き缶拾いなどの地域美化活動	1,006	178	85	405	198	123	17
		17.7%	8.4%	40.3%	19.7%	12.2%	1.7%
②川や海岸の美化活動		60	97	423	237	157	32
		6.0%	9.6%	42.0%	23.6%	15.6%	3.2%
③動植物を守るための自然保護活動		20	116	348	270	224	28
		2.0%	11.5%	34.6%	26.8%	22.3%	2.8%
④緑化活動や植樹活動		27	106	395	263	183	32
		2.7%	10.5%	39.3%	26.1%	18.2%	3.2%
⑤山林の保全活動		12	89	354	238	282	31
		1.2%	8.8%	35.2%	23.7%	28.0%	3.1%
⑥里地里山や休耕田の整備活動		11	89	318	246	312	30
		1.1%	8.8%	31.6%	24.5%	31.0%	3.0%
⑦環境問題に関する勉強会など		15	83	340	266	268	34
		1.5%	8.3%	33.8%	26.4%	26.6%	3.4%



※今回アンケートと前回アンケートの「すでに参加している」と「ぜひ参加したい」の合計の回答割合を比較。

図 11 環境保全活動の参加意欲

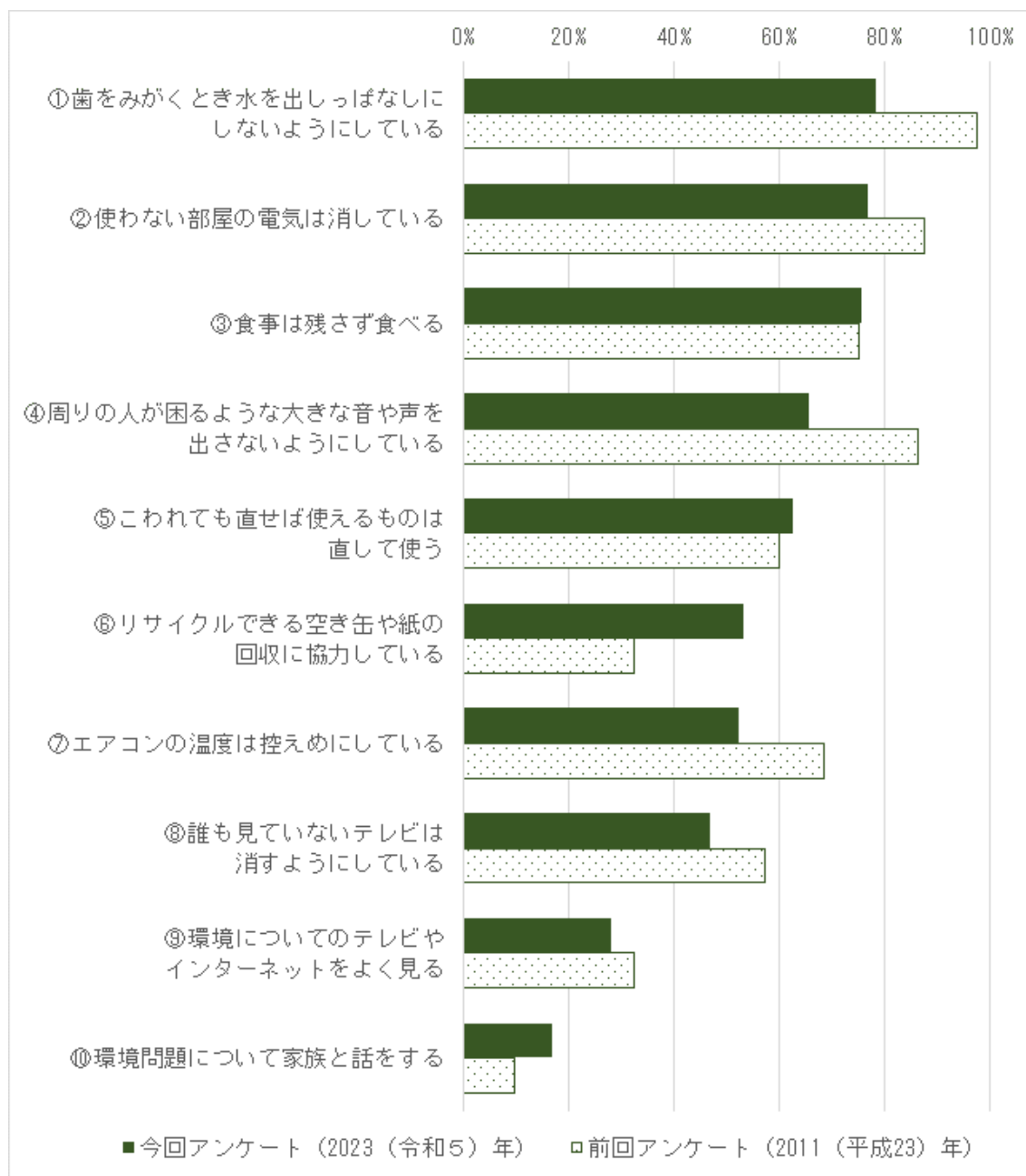
(3) 小・中学生アンケート結果

① 普段の生活での環境配慮行動

- ・ 空き缶の回収などリサイクルへの協力は、2011（平成 23）年と比較して 25%上昇しており、小中学生への浸透が進んでいることが伺えます。
- ・ 「大きな音や声を出さないようにしている」については 2011（平成 23）年と比較して約 20%減少しています。これは市民の意識の定着や住宅の防音性能の向上などにより、周囲への配慮を意識しなくなっている可能性があります。

表 6 普段の生活での環境配慮行動の実施状況

項目	合計	はい	いいえ	どちらとも いえない	未回答
①歯をみがくとき よく水を出しっぱなしに しないようにしている	346	271	50	17	8
		78.3%	14.5%	4.9%	2.3%
②使わない部屋の電気は 消している		266	26	45	9
		76.9%	7.5%	13.0%	2.6%
③食事は残さず食べる		262	20	57	7
		75.7%	5.8%	16.5%	2.0%
④周りの人が困るような 大きな音や声を 出さないようにしている		227	40	66	13
		65.6%	11.6%	19.1%	3.8%
⑤こわれても直せば 使えるものは、直して使う		217	31	90	8
		62.7%	9.0%	26.0%	2.3%
⑥リサイクルできる空き缶や 紙の回収に協力している		184	69	84	9
		53.2%	19.9%	24.3%	2.6%
⑦エアコンの温度はひかえめ にしている (室温:夏 28 度 冬 20 度)		181	63	93	9
		52.3%	18.2%	26.9%	2.6%
⑧誰も見ていないテレビは 消すようにしている		164	121	51	10
		47.4%	35.0%	14.7%	2.9%
⑨環境についてのテレビや インターネットをよく見る		98	161	78	9
		28.3%	46.5%	22.5%	2.6%
⑩環境問題について 家族と話をする		58	201	79	8
		16.8%	58.1%	22.8%	2.3%



※今回アンケートと前回アンケートの「はい」の回答割合を比較。

図 12 普段の生活における環境配慮行動の実施状況

(4) 事業者アンケート結果

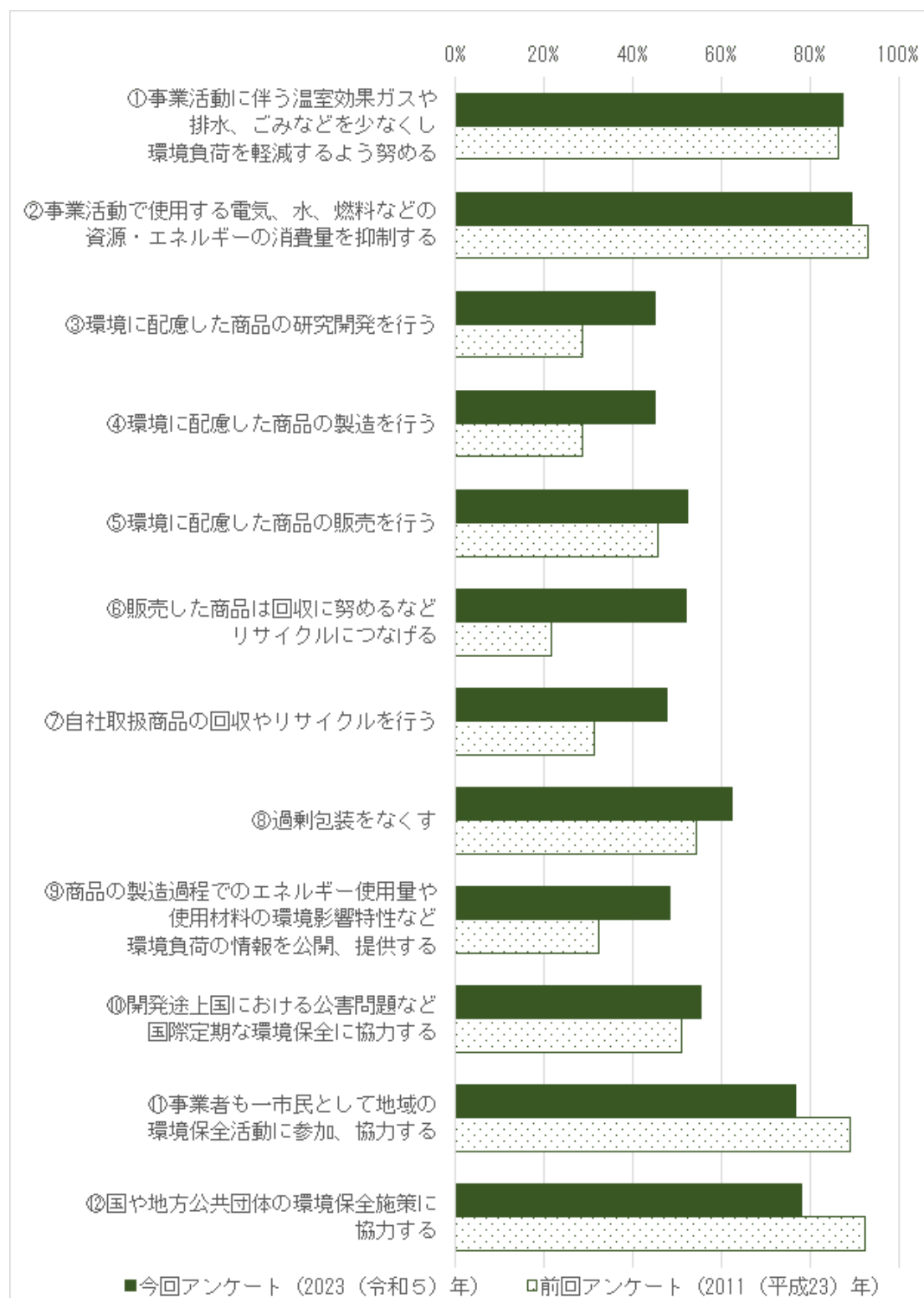
①環境保全に対する事業者の役割

- ・全体的に、2011（平成 23）年度と比較して「非常に重要である」「重要である」の回答割合が上昇しています。これは、事業者の環境問題に対する認識が大きく向上していることを示しています。

表 7 環境保全に対する事業者の役割

項目	合計	非常に重要である	重要である	必要ない	関連しない	未回答
①事業活動に伴う温室効果ガス、排水、ごみなどを少なくし、環境負荷を軽減するよう努める	213	92	94	0	15	12
		43.2%	44.1%	0.0%	7.0%	5.6%
②事業活動で使用する電気、水、燃料などの資源・エネルギーの消費量を抑制する		88	102	1	10	12
		41.3%	47.9%	0.5%	4.7%	5.6%
③環境に配慮した商品の研究開発を行う		44	52	3	102	12
		20.7%	24.4%	1.4%	47.9%	5.6%
④環境に配慮した商品の製造を行う		41	55	5	101	11
		19.2%	25.8%	2.3%	47.4%	5.2%
⑤環境に配慮した商品の販売を行う		44	67	5	86	11
		20.7%	31.5%	2.3%	40.4%	5.2%
⑥販売した商品は回収に努めるなど、リサイクルにつなげる		47	64	4	86	12
		22.1%	30.0%	1.9%	40.4%	5.6%
⑦自社取扱商品の回収やリサイクルを行う		38	64	4	92	15
		17.8%	30.0%	1.9%	43.2%	7.0%
⑧過剰包装をなくす		59	74	2	64	14
		27.7%	34.7%	0.9%	30.0%	6.6%
⑨商品の製造過程でのエネルギー使用量や使用材料の環境影響特性など、環境負荷の情報を公開、提供する		32	71	6	90	14
		15.0%	33.3%	2.8%	42.3%	6.6%
⑩開発途上国における公害問題など、国際的な環境保全に協力する		35	83	5	77	13
		16.4%	39.0%	2.3%	36.2%	6.1%
⑪事業者も一市民として地域の環境保全活動に参加、協力する		50	113	6	30	14
		23.5%	53.1%	2.8%	14.1%	6.6%
⑫国や地方公共団体の環境保全施策に協力する		48	118	5	29	13
		22.5%	55.4%	2.3%	13.6%	6.1%
⑬不必要なプラスチックの削減に努める		67	111	2	20	13
		31.5%	52.1%	0.9%	9.4%	6.1%
⑭循環型の経済（サーキュラー・エコノミー）を進める※		73	105	1	20	14
		34.3%	49.3%	0.5%	9.4%	6.6%

※サーキュラーエコノミーを進める行動とは大量生産・消費・廃棄から、できるだけ長く使う、繰り返し使う、捨てないで済むようにするなどを指します。



※今回アンケートと前回アンケートの内、同項目で「非常に重要である」と「重要である」の合計の回答割合を比較。

図 13 環境保全に対する事業者の役割

2-3. 環境施策の評価

(1) 前計画の目指すべきまちの姿と基本指標の目標達成状況

本市では、良好な環境の保全及び創出に関する施策を総合的に推進していくため、第2次松山市環境総合計画策定後、松山市環境総合計画実施計画を策定し、基本目標ごとに評価指標、目標数値を掲げて進捗管理を行ってきました。2023（令和5）年度時点で主な基本指標は、生活様式等の変化による影響を受け、未達成となったものもありますが、おおむね達成しています。

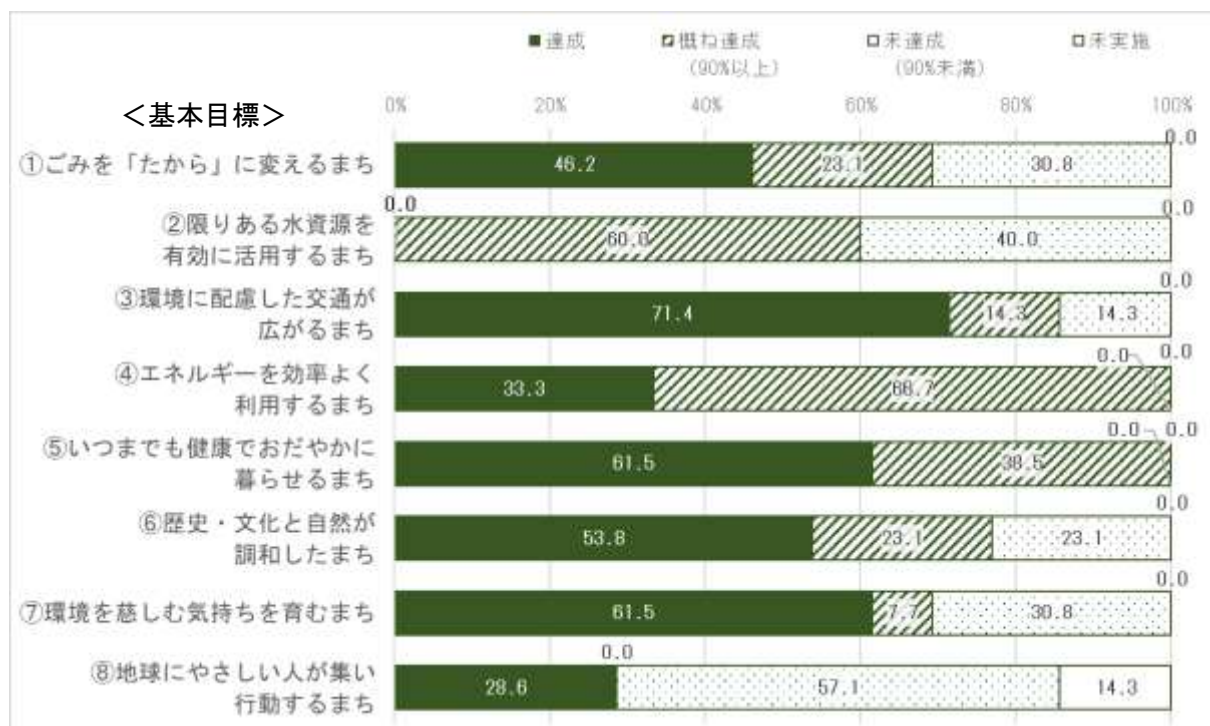
表 8 前計画の目指すべきまちの姿と基本指標の目標達成状況

目指すべきまちの姿	基本指標	目標 (令和6年度)	実績値 (令和5年度)	達成率
循環型のまち	市民1人1日当たりの ごみ排出量	740.1g	732.0g	101%
循環型のまち	市民1人1日当たりの 上水道給水量	300L	280L	107%
脱炭素型のまち	公共交通機関（郊外電車・ 路面電車・バス）の 乗降客数※	2,708 万人	2,338 万人	86%
脱炭素型のまち	松山市域内からの 温室効果ガス排出量	364.2 万 t-CO ₂	392.0 万 t-CO ₂	92%
環境保全型のまち	松山総合公園の来園者数	380,000 人	355,740 人	94%
環境配慮型のまち	環境学習施設の来館者数※	32,000 人	23,970 人	75%

※令和2年以降に新型コロナウイルス感染症が流行し、令和5年の5月に「5類感染症」に引き下げられました。感染症予防のため、大人数がいる所に行くのを控えることが推奨され、イベントの縮小や公共交通機関の利用を控える方が増え生活様式が変化したことが基本指標の達成状況に一部影響していることが考えられます。それに合わせて、環境学習施設ではオンラインでの情報発信を充実する等の対応をしています。

（２）前計画に基づいて実施した事業目標の達成状況

本市では、年度ごとに市が行う様々な事業について、松山市環境総合計画の基本目標などの体系に沿って整理し、事業ごとに指標を定め、目標値を掲げるとともに、進捗状況进行评估・点検しています。2023（令和5）年度時点で基本目標ごとの目標達成状況は以下のとおりです。



※達成状況は、事業ごとに掲げた2024（令和6）年度の目標値に対しての達成度で分けています。

図 14 基本目標ごとの各事業の目標達成状況

基本目標ごとの各事業で、目標を達成、おおむね達成した割合は、約76%となっています。最も目標達成割合が高かったのは、「③環境に配慮した交通が広がるまち」で約71%となっています。これは、放置自転車の削減など自転車の適正利用の推進が進んだほか、バリアフリー対策などにより公共交通の利便性向上が達成につながっています。

目標の達成割合が低かったのは、「②限りある水資源を有効に活用するまち」で、雨水貯留施設の設置や節水機器等の普及がある程度定着し、需要が減ってきたことが要因となっています。

第3章 環境の将来像と目指すべきまちの姿

3-1. 環境の将来像

＜将来像＞

協働が築く自然と都市が調和するまち 松山
～美しい環境を次世代へつなぐまちを目指して～



＜目指すべきまちの姿＞

人は、豊かな資源、きれいな空、安全な水など、自然の恵みを享受する一方で、家庭や職場、学校などの生活にともない、様々な環境に負荷を発生させています。

そこで、本市の豊かな自然やその自然を身近に感じる都市環境を守り、環境負荷を低減するため、市民、事業者、行政が協働して、「循環型まちづくり」「脱炭素型まちづくり」「自然と共生するまちづくり」を進めます。それらの取組に加えて、環境学習や各主体の協働などの「横断的な取組」を行い、都市と自然が調和した美しい環境を次世代へつなげるまちを目指します。

【2050年の松山の姿】

2050年の松山市は、市民一人一人が、積極的に環境を知り学ぶことで、環境に配慮したライフスタイルが身に付き、実行されていくことで、環境が保全され、人々は健康で心豊かな生活を送っています。

また、各主体が環境に配慮した行動を率先して行いながら、互いに協働・連携することで、資源を有効に活用する「循環型」、温室効果ガスの排出が実質ゼロである「脱炭素型」、快適な生活環境と豊かな自然を保全する「自然と共生する」素晴らしい社会が築かれ、美しくより良い環境が次の世代へと引き継がれています。

3-2. 基本目標に関連する現状と課題

(1) 循環型まちづくり

[現状]

①ごみ処理状況

ごみの排出量は、家庭ごみが約 75%、事業系ごみが約 25% となっており、近年の推移から見て減量化が推進されていると評価できます。

本市の 2022（令和 4）年度のごみ総排出量は 138,855t で、1 人 1 日当たりのごみ排出量は 754g です。これは、全国の都道府県庁所在地で 1 位、中核市では 2 位であり、市民のごみ減量に対する意識の高さが伺えます。

本市は、3R やごみの適正処理を推進し、温室効果ガスの削減に取り組むことで、限りある資源の抑制を図り環境負荷の低減に努め、持続可能な循環型のまちを目指しています。



図 15 ごみ排出量の推移

資料：松山市ごみ統計

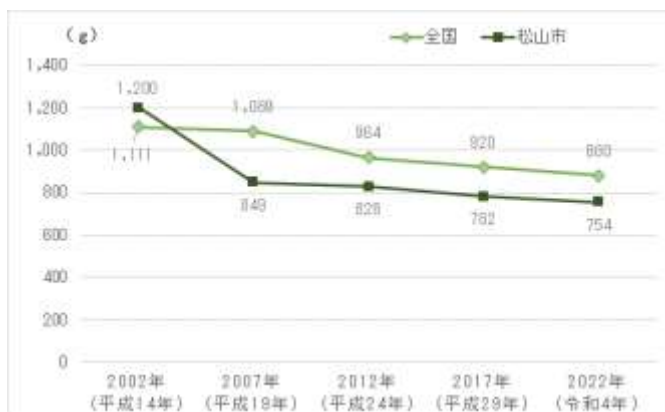


図 16 1人1日当たりのごみ排出量

資料：松山市ごみ統計/環境省「一般廃棄物の排出及び処理状況等」

②ごみの分別・リサイクル

本市のごみ分別は、松山・北条地域が 8 種 11 分別、中島地域は金物・ガラス類の分別種類が異なり、10 種 13 分別となっています。収集したごみは、焼却・埋立処分しているものもありますが、民間処理業者への委託等によるリサイクルに取り組んでいます。



図 17 松山市のごみ分別方法

資料：松山市環境学習帳

③ごみの処理状況

本市は家庭系及び事業系ごみについて、一般廃棄物処理基本計画や実施計画のほか各種リサイクル法令等に基づき、下表のごみ処理施設で、適正に処理しています。

表 9 松山市のごみ処理施設

施設名	分類	竣工	内容	処理能力/埋立容量	対象物
南クリーンセンター	焼却	平成6年3月	全連続燃焼式ストーカ炉	300t/24h	可燃ごみ
	粗大ごみ処理		せん断式、回転式	90t/5h	可燃性粗大ごみ、不燃性粗大ごみ
西クリーンセンター	焼却	平成25年12月	全連続燃焼式ストーカ炉	420t/24h	可燃ごみ
	粗大ごみ処理		せん断式	1t/5h	可燃性粗大ごみ
中島リサイクルセンター	資源化	平成16年11月	選別・圧縮・梱包	760t/年	缶・ビン類、ペットボトル、紙類
横谷埋立センター	最終処分場	平成15年3月	セル方式	550,000m ³	焼却残渣、不燃ごみ
大西谷埋立センター	最終処分場	平成5年3月	セル方式	150,000m ³	焼却残渣、不燃ごみ

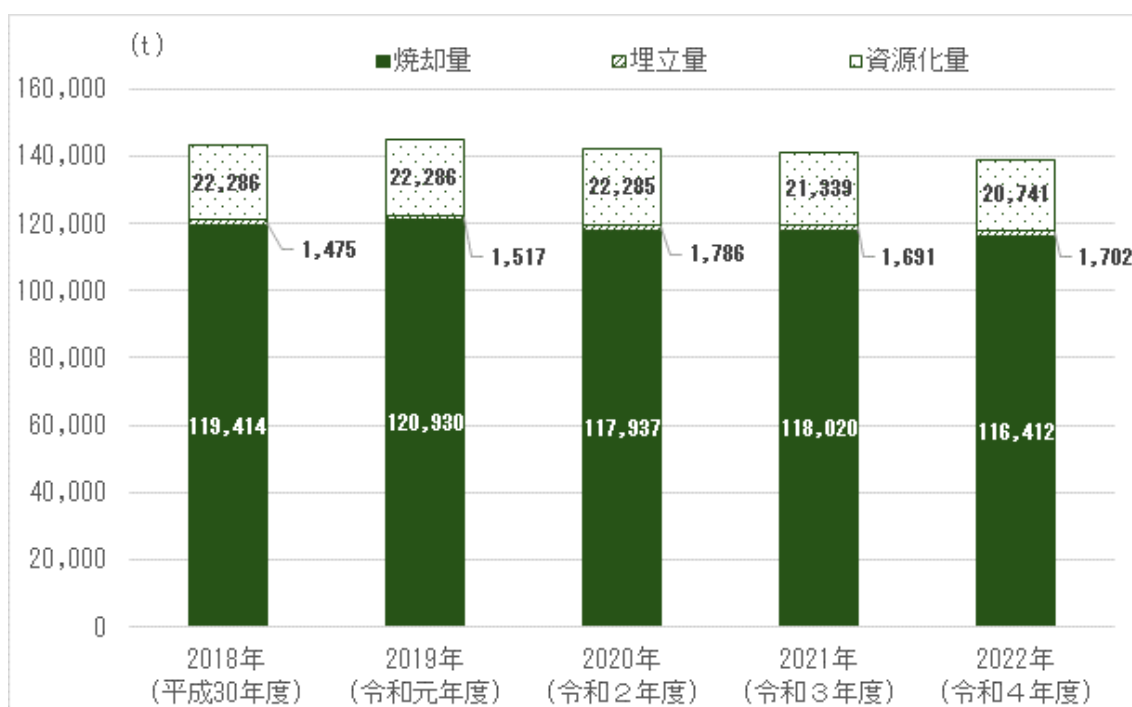


図 18 松山市のごみ処分内訳

資料：松山市ごみ統計

【課題】

- ・家庭や事業者によるごみの削減、再使用、分別・資源回収を定着させること。
- ・ごみの再資源化率の増加へ転換すること。
- ・焼却灰の再資源化などにより埋立量を削減すること。
- ・安定したごみ処理体制を継続するため、ごみ処理施設の老朽化に対応すること。

(2) 脱炭素型まちづくり

[現状]

① 地球温暖化対策

本市では、2023（令和5）年4月に策定した「第2期松山市環境モデル都市行動計画」に基づき、2030（令和12）年度までに市域の温室効果ガス排出量を基準年度の2013（平成25）年度の約536万t-CO₂と比較して50%減少となる約271万t-CO₂に削減することとし、2050年にはカーボンニュートラルの実現を目指しています。本市は全国平均と比較して、民生部門からの温室効果ガス排出量が多いため、目標の達成に向けて、脱炭素型のライフスタイルへの変換や再生可能エネルギーの加速度的な導入を促します。

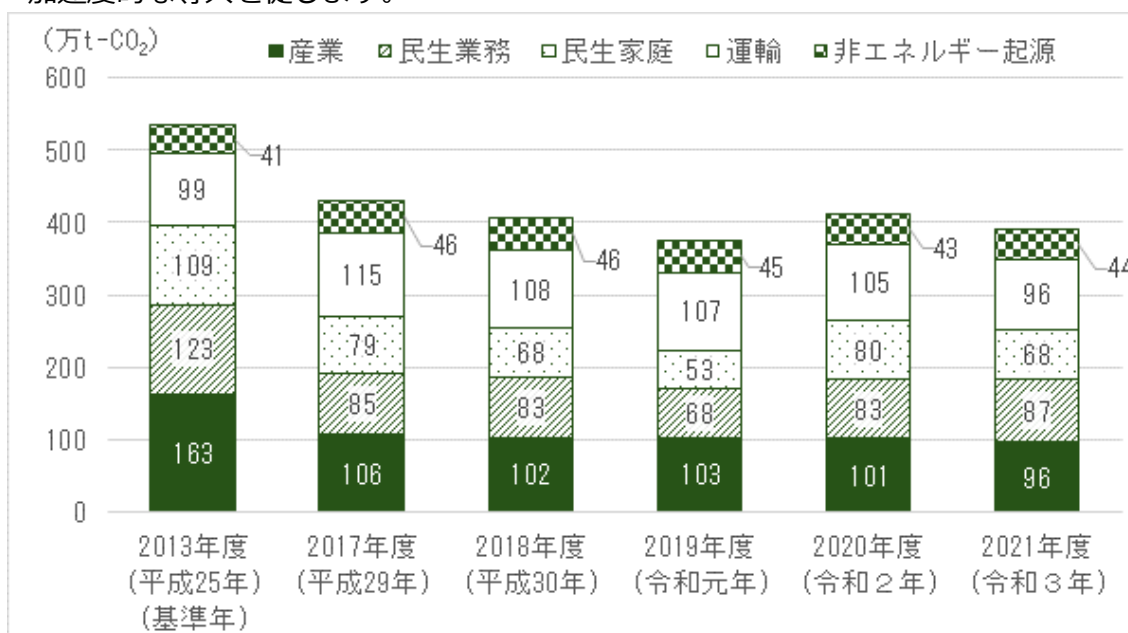


図 19 温室効果ガス排出量の推移と目標 資料：松山市環境報告書

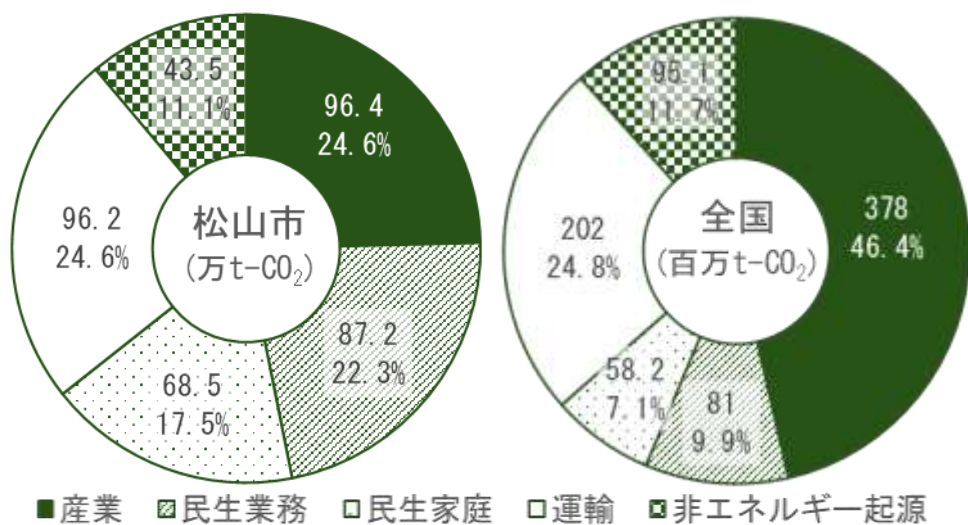


図 20 令和3年度温室効果ガス排出量の比較

資料：松山市環境報告書、環境省の「2021年度(令和3年度)の温室効果ガス排出・吸収量(確報値)について」資料より作成。市の内訳に合わせ、エネルギー転換部門を省略している。

②再生可能エネルギーの導入状況

本市では再生可能エネルギーの発電容量を 2030（令和 12）年度までに 430.32MW 以上にすることを目標としており、2020（令和 2）年度の発電容量は 218.7MW となっています。また、2020（令和 2）年度の本市の年間電気使用量は 2,935,177MWh/年であり、消費電力に対する再生可能エネルギー発電電力量は 381,170MWh/年と約 13%にとどまっています。なお、再生可能エネルギー導入ポテンシャルとしては、太陽光が最も高く、今後更なる導入が期待されています。

表 10 松山市の再生可能エネルギー導入実績（令和 2 年度）

大区分	中区分	導入実績量	導入ポテンシャル	単位
太陽光	10kW 未満	75.8	—	MW
		90,918.0	—	MWh/年
	10kW 以上	125.0	—	MW
		165,303.4	—	MWh/年
	合計	200.7	3,856.7	MW
		256,221.4	5,110,770.7	MWh/年
風力		—	197.1	MW
		—	409,262.1	MWh/年
水力		0.6	2.4	MW
		3,179.9	—	MWh/年
バイオマス		17.4	—	MW
		121,768.6	—	MWh/年
再生可能エネルギー（電気） 合計		218.7	4,056.2	MW
		381,169.9	—	MWh/年

資料：第 2 期松山市環境モデル都市行動計画

③再生可能エネルギー関連機器等及び省エネ機器の補助件数

本市では、太陽光発電システム等の再生可能エネルギー関連機器等及び省エネ機器の導入にゼロカーボン推進補助金を交付しています。太陽光発電システムへの補助は、2000（平成 12）年から実施していますが、近年は補助対象の見直しなどにより、補助件数は落ち着いています。一方で、太陽光発電した電力を貯める蓄電池システムの導入の補助が増加しています。

表 11 ゼロカーボン推進補助金の件数（令和 5 年度末時点）

補助の種類	開始年度	累積数（件）	累積出力・容量	
太陽光発電システム	平成 12 年度	16,743	81	MW
ZEH	平成 30 年度	746	—	
家庭用燃料電池	平成 24 年度	999	—	
住宅用蓄電池	平成 27 年度	2,275	19.6	MWh
V2H	令和 3 年度	55	—	
家庭用エコキュート	令和 5 年度	238	—	
電気自動車・燃料電池自動車	令和 3 年度	496	—	

② 温室効果ガスの吸収源

本市は、森林が市域面積の約 40%を占めており、温室効果ガスの吸収源となることが期待されます。2013（平成 25）年度から 2021（令和 3）年度までの森林吸収量は、平均で 82,896tCO₂/年と推計されています。これは 2021（令和 3）年度の温室効果ガス排出量の約 2.1%に当たります。

表 12 森林吸収量の推計結果

項目	炭素蓄積量(t-C)	二酸化炭素換算量(t-CO ₂)
2013（平成 25）年度	1,585,999	5,815,331
2021（令和 3）年度	1,766,864	6,478,500
森林吸収量	180,865	663,169
単年当たり換算	22,608	82,896

表 13 松山市の森林面積及び蓄積量・材積量

項目	森林面積(m ²)	蓄積量(m ³)	材積量(m ³)
2013（平成 25）年度	18,702	4,881,333	9,023,628
2021（令和 3）年度	18,675	5,454,393	10,125,030

資料：第 2 期松山市環境モデル都市行動計画

【課題】

- ・市民一人一人が環境に配慮した脱炭素型のライフスタイルを積極的に取り入れていくこと。
- ・現状や市民の需要にあわせた再生可能エネルギー導入支援策を検討し、再生可能エネルギーの利用を促進すること。
- ・2050 年カーボンニュートラル達成のために重要な要素となる森林などの適正な維持管理・育成に努めること。
- ・地球温暖化への緩和策に加え、リスクを減らす適応策を進めること。

(3) 自然と共生するまちづくり

[現状]

①節水の推進

慢性的な水不足に悩む本市では、健康で文化的な生活を営む上で必要不可欠な水資源が有限であるという共通認識のもと、2003（平成 15）年に節水型都市づくり条例を制定し、最も安価で即効性のある節水を徹底しながら、水資源の有効利用と保全に努め、それでも不足する水量について、新たな水源開発で賄うことを基本に、各種取組を積極的に進めています。

②水質

重信川の水質は、年によって変動が見られるものの、おおむね環境基準を達成していますが、中川原橋（A 類型）で環境基準を上回る年がみられます。

また、市内の中小河川は、和気・久枝地区が流域となる久万川・太山寺川、宮前・味生・三津浜地区が流域となる宮前川、生石地区が流域となる堂之元川での水質改善が進んでいません。どちらも人口増加している地区であることが要因と考えられ、水質改善のため、今後も生活排水対策が必要となっています。

市内海域では、環境基準点 16 地点全てで水の汚れの指標である COD¹⁾ の環境基準を達成しています。

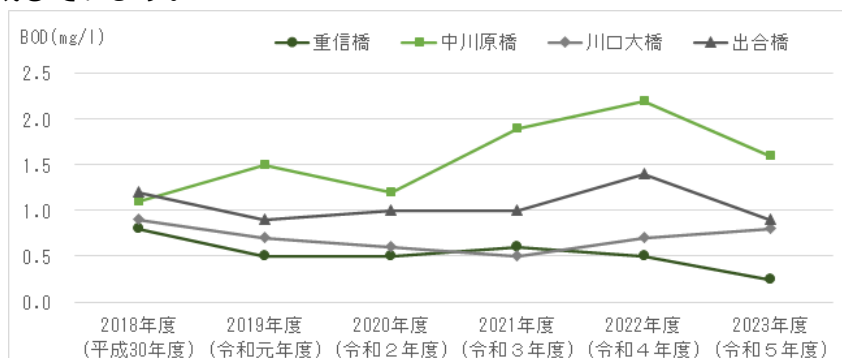


図 21 BOD¹⁾ の経年変化／重信川 資料：松山市環境報告書

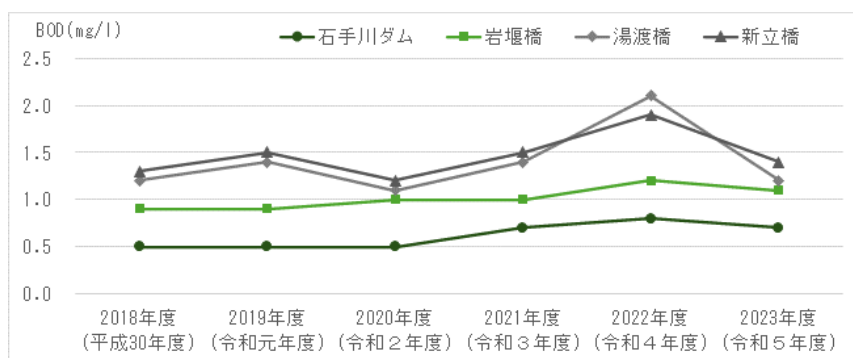


図 22 市内中小河川の水質変化 資料：松山市環境報告書

1) COD は化学的酸素要求量といい、この値が高いと有機物の量が多いことを示しており、海域が汚れていることとなります。また、BOD は生物化学的酸素要求量といい、生物が水中にある有機物を分解するのに必要とする酸素の量を表しており、この値が高いほど河川が汚れていることとなります。

③大気

本市では、一般環境大気測定局 6 箇所、自動車排出ガス測定局 2 箇所、合わせて 8 箇所で二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質（PM2.5）、二酸化窒素などの大気汚染物質を常時監視しています。

大気汚染物質の環境基準の達成状況は、1 時間値等の短期的評価と年間を通じた長期的評価で判断します。2023（令和 5）年度の測定結果は、短期的評価では光化学オキシダント及び浮遊粒子状物質で環境基準を達成していませんが、長期的評価では全ての項目で良好です。

大気汚染物質ごとの経年変化をみると、現状維持もしくはゆるやかな改善傾向がみられます。

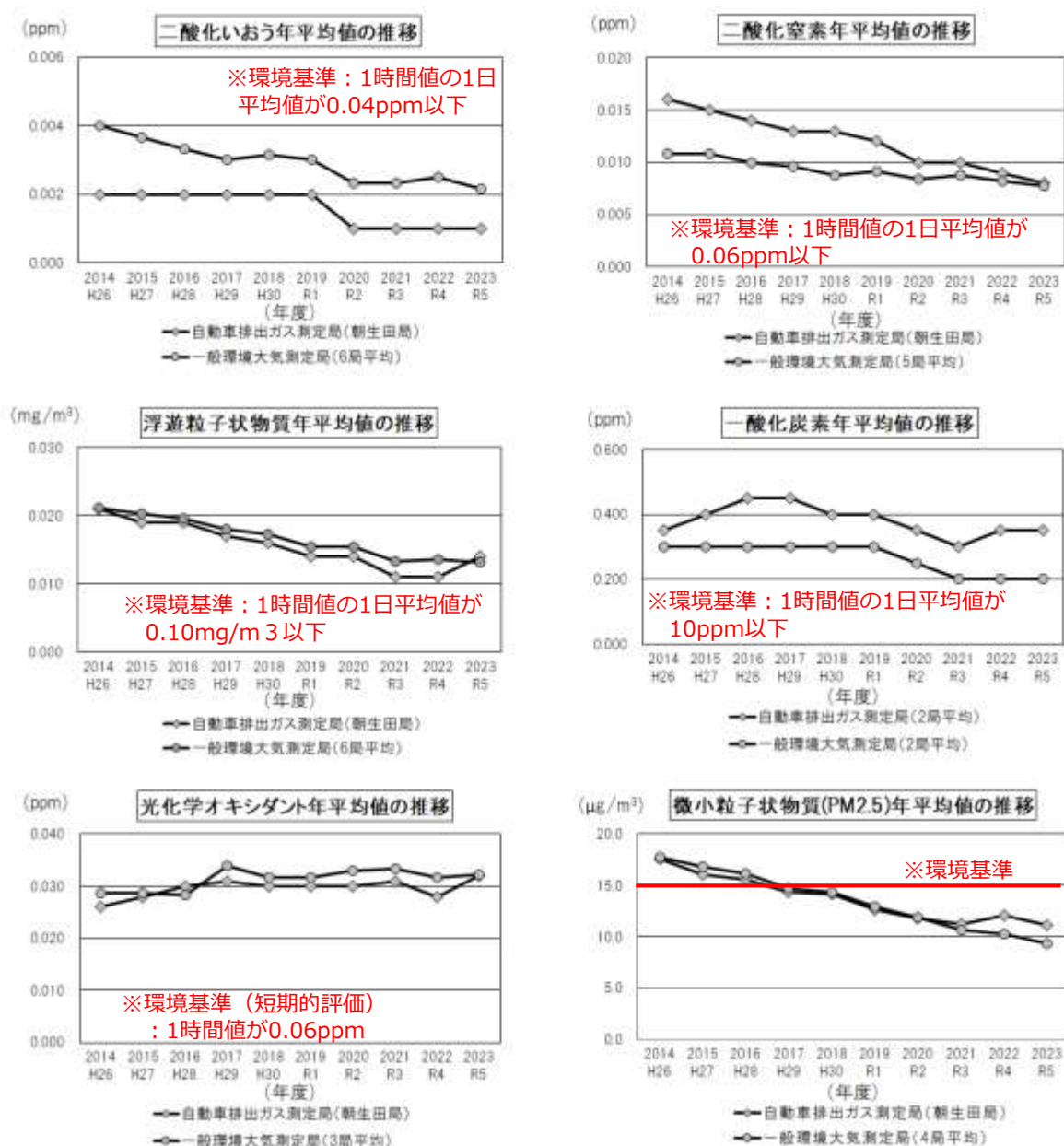


図 23 大気汚染物質の推移（長期的評価） 資料：松山市環境報告書

④騒音・振動・悪臭

ア. 騒音・振動

工場・建設作業からの騒音・振動については、騒音規制法、振動規制法並びに愛媛県公害防止条例により規制されており、届出時の事前指導や規制基準の遵守状況などの調査及び指導を行い、被害の未然防止や業者の意識の向上を図っています。

自動車騒音については、市内の幹線交通を担う道路で測定を行っています。最新の道路状況を参考にしながら、測定計画を立て、周辺住居などの環境基準の達成状況を調査しています。

イ. 悪臭

工場やその他の事業場の活動に伴い発生する悪臭は、悪臭防止法により 22 物質について規制されています。

本市では、悪臭公害の発生源対策を目的として、市民からの苦情等に基づき、必要に応じて、立入調査を行っています。

⑤自然景観

本市は、市街地の北東部に高縄山系、東部に石鎚山系を擁し、この両山系から石手川、重信川が流下しています。また、西部、北部には風光明媚な瀬戸内海が位置しています。

本市域は、水と緑に囲まれた良好な自然景観をベースに、「瀬戸内海国立公園」「奥道後玉川県立自然公園」「皿ヶ嶺連峰県立自然公園」が指定されています。また、石手寺から菅沢、高縄寺を通り北三方ヶ森までのルートなどが四国自然歩道（四国のみち）に指定されるなど、自然景観資源の活用が図られています。

⑥生物多様性

ア. 生態系の保全

本市は、高縄山系、石鎚山系の山々や瀬戸内海に注ぐ石手川と重信川、多島美を感じさせる忽那諸島の島々など、豊かな自然に恵まれ、多様な動植物が生息しています。

本市では、和気浜緑地で発見されたウラギク・シオクグ・ハマサジ・メダカなどの希少動植物保護のため、水路改修の際に湿地を残す工法に変更し、移植を行いました。また、県と協働して二ホンジカの食害から希少植物を守るための取組など森林生態系の保全を行っています。

イ. 特定外来生物

本市では、特定外来生物が疑われる通報があった場合、愛媛県生物多様性センターと連携して種の判別や侵入状況の把握を行うほか、市民の安全に影響が懸念される場合は、周知等を行っています。

これまで、住宅街を含む市内各所でセアカゴケグモ、中島地区でヌートリア、港湾地区でアカカミアリが確認されています。

特定外来生物による被害を予防するため、むやみに日本に「入れない」、飼っている個体を野外に「捨てない」、既に生息している個体を他地域に「拡げない」の外來種被害予防三原則の徹底に努めています。

⑦環境美化活動の推進

本市は、2003（平成 15）年に市民参加による美しいまちづくりの推進を目的として、松山のまちをみんなで美しくする条例を制定しました。

この条例では、空き缶及び吸い殻などの投げ捨て並びに飼い犬のふんの放置を防止するため、市民大清掃やプチ美化運動を実施することにより、市民総参加による国際観光温泉文化都市松山にふさわしい美しいまちづくりを推進しています。

また、「美しいまちづくり重点地区」として、観光客などで賑わう「道後地区」、「大街道・銀天街・JR 松山駅・松山市駅」や「堀之内」の一部を指定し、毎週清掃パトロールを実施し、ポイ捨てを防ぐなど、美化活動を推進し、きれいなまちの維持に努めています。

【課題】

- ・社会経済活動などに伴って状況が変化する騒音や振動、悪臭などの問題の未然防止策や適切な調査・指導を行うこと。
- ・美しい自然景観を未来へつなぐため、国や県と連携して景観資源を維持すること。
- ・都市開発など、生物の生息環境の変化により、生物多様性が損なわれる可能性があること。
- ・特定外来生物の侵入による生態系や市民生活、農林水産業への影響が考えられること。
- ・積極的に美化活動に取り組み、ごみのない美しいまちを維持すること。

第4章 みんなで進める取組と役割

環境の将来像

基本目標

施策

施策の方向

取組内容

美しい環境を次世代へつなぐまちを目指して

協働が築く自然と都市が調和するまち

松山

循環型まちづくり	1. 3Rを推進するまち	1-1	ごみの発生を抑えよう	1-1-① ごみ減量（リデュース）の推進 1-1-② 再使用（リユース）の推進		
		1-2	ごみを資源としていかそう	1-2-① 再資源化（リサイクル）の推進 1-2-② 再資源化（リサイクル）ルートの拡充	1-2-③循環経済（サーキュラーエコノミー）の推進 1-2-④廃棄物のバイオマス燃料等としての利活用	
	2. ごみを適正に処理するまち	2-1	ごみを計画的に処理しよう	2-1-① ごみ処理の計画的な運営管理 2-1-② ごみ処理施設の適正な整備	2-1-③ 災害時のごみ処理体制の整備	
		2-2	ごみの不適正な処理を防止しよう	2-2-① 不法投棄防止策の強化 2-2-② 事業者に対するごみの適正処理の徹底		
	3. 脱炭素の暮らし広がるまち	3-1	地域資源をいかした 再生可能エネルギーを利用しよう	3-1-① 太陽光発電設備などの導入促進 3-1-② 自立分散型エネルギーシステムの構築 3-1-③ 環境価値取引制度の活用推進	3-1-④ 地域の未利用エネルギーの利用 3-1-⑤ 温室効果ガスの吸収源の確保	
		3-2	脱炭素型のライフスタイルを 推進しよう	3-2-① 省エネ設備の導入 3-2-② 公共交通の利便性向上	3-2-③ 環境に配慮した交通の促進 3-2-④ 省エネ行動の普及促進	
	4. 気候変動に適応するまち	4-1	地球温暖化によるリスクを減らそう	4-1-① 暑熱環境・熱中症対策 4-1-② 農林水産業の気候変動対応	4-1-③ 危機事象や災害への対応体制の整備 4-1-④ 災害対策の実施	
	自然と共生するまちづくり	5. 安全・安心で快適に暮らせる まち	5-1	水を大切にしよう	5-1-① 節水の推進 5-1-② 中水（雨水、下水処理水など）の有効利用 5-1-③ 水源の保全・確保	5-1-④ 水道施設の適正な維持管理 5-1-⑤ 河川・水辺の保全、整備
			5-2	快適な生活環境を守ろう	5-2-① 環境汚染の抑制 5-2-② 水質・大気・土壌環境の保全	5-2-③ 騒音・振動・悪臭の防止
			5-3	みんなで美しいまちにしよう	5-3-① 環境美化活動の推進 5-3-② 美しいまちづくり重点地区の指定	
		6. 豊かな自然あふれるまち	6-1	自然を守り、ふれあおう	6-1-① 緑あふれる空間の創出 6-1-② 緑化活動の推進 6-1-③ 森林の維持・保全	6-1-④ 緑豊かな景観の保全 6-1-⑤ 里地・里山・里島に親しむ機会の創出
6-2			生物の多様性を保全・回復しよう	6-2-① 生き物と触れ合う場や機会の創出 6-2-② 生態系の保全	6-2-③ 外来生物による被害の防止 6-2-④ 動植物の適正飼育・栽培	
6-3			農地からの恵みを享受しよう	6-3-① 農地の保全 6-3-② 環境保全型農業の推進	6-3-③ 地産地消の促進	
横断的な取組		Ⅰ 環境学習・人材育成	Ⅰ-1	環境について学ぼう	Ⅰ-1-① 環境学習機会の充実 Ⅰ-1-② 環境学習内容の充実	Ⅰ-1-③ 環境イベントの実施
			Ⅰ-2	人材を育成しよう	Ⅰ-2-① 環境に関心を持つ市民の育成 Ⅰ-2-② エコリーダーの育成	
		Ⅱ 情報発信・意識啓発	Ⅱ-1	情報を活用しよう	Ⅱ-1-① 環境情報の収集 Ⅱ-1-② 様々な手段での情報発信	Ⅱ-1-③ 環境啓発の推進
	Ⅲ 協働・連携	Ⅲ-1	連携を深めよう	Ⅲ-1-① 環境活動の支援 Ⅲ-1-② 市民活動団体間の連携 Ⅲ-1-③ 多様な主体とのつながりの構築	Ⅲ-1-④ 行政間の連携 Ⅲ-1-⑤ 環境関連事業者の連携 Ⅲ-1-⑥ 環境ビジネスなどの創出支援	

＜循環型まちづくり＞

基本施策1 3Rを推進するまち

(1) 具体的な取組

1-1. ごみの発生を抑えよう

①ごみ減量（リデュース）の推進

- ごみ減量に関する地域や学校での説明会や学習会の実施、環境学習施設での展示やホームページの内容充実、啓発冊子の配布により、市民へのごみ減量に対する意識啓発を行います。
- 地域住民や事業者などによるごみの減量に対する活動を支援し、各主体が協働してごみの減量に努めます。
- 食品ロスやプラスチックごみの削減に向け、発生抑制等に向けた取組を推進します。
- ごみ減量化を図るため、環境にやさしい製品の製造や販売など環境に配慮した活動や、ごみを出さないライフスタイル、ビジネススタイルの普及に努めます。

②再使用（リユース）の推進

- リユースに係る活動を推進し、市民への意識醸成を行うとともに、市と事業者との連携した取組を広げていきます。
- 環境学習施設を活用し、リユース家具の販売やフリーマーケットなどを行うことで、市民の参加による取組の推進を目指します。

1－2. ごみを資源としていかそう

①再資源化（リサイクル）の推進

- ・リサイクルやごみの分別に関する地域や学校での説明会の実施などにより、各主体が協働して、再資源化に配慮した分別収集の徹底を図ります。
- ・資源として分別排出されたごみの効率的な再資源化を行います。
- ・製品プラスチックの資源化に向けて、容器包装プラスチックとの一括回収など、資源化に向けた効果的・効率的な収集・処理体制を検討します。
- ・給食の調理残さや食べ残しの堆肥化など、食品廃棄物の資源化に向けた取組を推進します。

②再資源化（リサイクル）ルートの拡充

- ・市民・市民活動団体・事業者などと連携しつつ、ごみを資源として有効に活用するルートを整備し、再資源化率の向上を図ります。
- ・ごみ処理施設等から発生する副産物について、更なる再資源化を目指します。
- ・一般廃棄物処理計画の改定時など、機会を捉え、ごみ処理方法を見直すことで、ごみの再資源化に努めます。

③循環経済（サーキュラーエコノミー）の推進

- ・リサイクル製品や環境負荷が少ない製品を取り扱う事業者の取組を後押しするため、製品や取組を紹介するなど、市民に向けた循環経済（サーキュラーエコノミー）の周知・啓発を行います。

④廃棄物のバイオマス燃料等としての利活用

- ・下水道汚泥の固形燃料化に取り組むとともに、生ごみなどのバイオマスを燃料等の資源として有効活用する手法について検討します。

(2) 各主体の役割

主体	取組
市民	・ごみや食品ロス等の発生を抑制するため、「もったいない」の意識を持つ。 ・適正なごみ分別及び排出抑制に努める。 ・地域のリサイクル活動に積極的に参加する。 ・買い物をする際は、環境にやさしい製品を選択する。
事業者	・ごみの排出抑制及びごみ分別に努める。 ・環境にやさしい製品の利用、製造や販売を行う。
行政	・3 Rにつながる取組を啓発する。 ・ごみの適正な排出の仕方に関する情報を、各種広報媒体を活用して積極的に発信する。 ・資源化物の効率的な回収方法を検討する。 ・ライフサイクルコストを意識して施設を整備・利用することで、延命化・長寿命化を図り、ごみの発生を抑制する。

基本施策2 ごみを適正に処理するまち

(1) 具体的な取組

2-1. ごみを計画的に処理しよう

①ごみ処理の計画的な運営管理

- ・各施設のごみ処理状況や排出量の将来推計などを踏まえ、計画的な運営方針を検討し、ごみ処理体制の効率化を図ります。
- ・ごみ収集体制の効率化や収集ルート之最適化、環境にやさしい車両の導入等により、環境負荷の少ないごみ処理体制の構築を推奨します。
- ・ふれあい収集により、ごみ出しが難しい高齢者の負担を減らすとともに、必要に応じて声掛けを行うことで孤立を防ぐなど、超高齢化社会を見据え、市民ニーズに対応した取組を推進します。

②ごみ処理施設の適正な整備

- ・各施設の耐用年数や処理状況に応じた適正な整備や改修の実施により、処理能力及び処理機能の確保に努め、ごみを安定的かつ適正に処理します。
- ・ごみ処理広域化に対応した可燃ごみ及び粗大ごみ処理施設を整備し、効率的・効果的な処理体制を構築します。

③災害時のごみ処理体制の整備

- ・「松山市災害廃棄物処理計画」に基づき、災害時の速やかで適正なごみ処理を目指します。

2-2. ごみの不適正な処理を防止しよう

①不法投棄防止策の強化

- ・不法投棄防止パトロールや関係機関・地域住民との連携による監視強化、啓発看板や監視カメラの設置などにより、不法投棄の防止及び早期発見に努めるとともに、不法投棄を発見した場合には、迅速かつ適切に対処します。

②事業者に対するごみの適正処理の徹底

- ・事業系ごみの適正処理を推進するため、事業者に対して周知・啓発を行います。
- ・ごみ処理の施設や許可業者への立入検査等を行い、ごみの不適正処理を防止するとともに、不適正処理を発見した場合は、迅速に指導を行います。
- ・ごみ処理に関する研修等を通じて職員の能力向上に努めるほか、関係機関と連

携して情報の収集・共有を行うことで、事業者等に対して適切な指導監督を行います。

(2) 各主体の役割

主体	取組
市民	・適正なごみの分別に協力する。 ・ごみの不法投棄をしない。また、不法投棄を発見した場合、速やかに市へ連絡する。
事業者	・適正なごみの分別に協力する。 ・ごみの不法投棄をしない。事業系ごみの適正処理を行う。
行政	・ごみ処理施設等の運営の効率化、適正な整備・改修を実施する。 ・災害時のごみ処理体制を整備する。 ・ごみの適正処理や不法投棄禁止に関する情報を発信し、普及啓発に努める。

＜脱炭素型まちづくり＞

基本施策3 脱炭素の暮らし広がるまち

(1) 具体的な取組

3-1. 地域資源をいかした再生可能エネルギーを利用しよう

①太陽光発電設備などの導入促進

- ・太陽光エネルギーの利用に適した地域特性をいかし、太陽光発電システムなどの導入促進や普及啓発に努めます。
- ・小中学校をはじめとする公共施設へ太陽光発電システムを計画的に導入します。
- ・地域事業者と連携した取組による再生可能エネルギーの地産地消を進めます。

②自立分散型エネルギーシステムの構築

- ・災害時など、電力供給が停止した際にも安定した電力を確保することができる自立分散型エネルギーシステムの構築を目指します。

③環境価値取引制度の活用推進

- ・省エネ設備の導入等による CO₂ 等の排出削減量や、適切な森林管理による CO₂ 等の吸収量を環境価値として取引する制度の普及に努めます。
- ・市有施設の太陽光発電による環境価値を「まつやまグリーン電力証書」として販売し、その収益を太陽光発電の更なる普及拡大などに活用します。

④地域の未利用エネルギーの利用

- ・再生可能エネルギー由来の電力の選択について推進します。
- ・水素エネルギーに代表される次世代エネルギーの活用を検討します。

⑤温室効果ガスの吸収源の確保

- ・市民や団体が行う森林等の温室効果ガス吸収源を保全する取組を支援し、吸収源を守り育てる活動を推進します。

3－2．脱炭素型のライフスタイルを推進しよう

①省エネ設備の導入

- ・ ZEH・ZEB の普及啓発、省エネ改修の促進等、建築物の省エネルギー性能の向上や、LED 道路照明灯への切り替えを推進し、環境への負荷の低減を図ります。
- ・ 蓄電池・V2H の普及などによる電力の自家消費や電力需給調整を促進します。

②公共交通の利便性向上

- ・ 地域公共交通の維持確保に向け、地域住民や民間事業者と協力しながら、バスネットワークの再編や新たな交通システムの導入を検討します。
- ・ 拠点となる駅や電停では、駐車・駐輪施設などの整備や乗り継ぎ利便性の強化を図り、自動車への依存の低減を進めます。

③環境に配慮した交通の促進

- ・ 鉄道やバスなどの公共交通機関や自転車、徒歩により快適に移動できる利便性の高いまちづくりを推進します。
- ・ ハイブリッド車や電気自動車に代表される環境に配慮した自動車の利用を促進します。
- ・ 新技術を踏まえた多様なモビリティサービスの調査・研究を行います。
- ・ 事業者と連携してシェアサイクルの普及を進めます。

④省エネ行動の普及促進

- ・ 家庭や職場など、身近なところで実践できるクールビズや公共交通機関、自動車の利用など省エネ行動に関する情報を発信します。
- ・ 機器やアプリの導入などにより、エネルギー消費状況の見える化や管理の徹底によるエネルギー利用の最適化を推進します。
- ・ 省エネ製品の購入や省エネ機器への転換を促すための啓発活動を継続して行うとともに、導入を促進するための支援策を検討します。

(2) 各主体の役割

主体	取組
市民	・ エネルギーの見える化を図る。 ・ 省エネ行動を実践する。 ・ 再生可能エネルギーの利用や省エネ製品を選択する。 ・ 自動車の適切な利用と自転車や公共交通などの積極的な利用に努める。
事業者	・ エネルギーの見える化を図る。 ・ ペーパーレス化や ICT 活用等により事業活動のエネルギー削減に努める。 ・ 再生可能エネルギー及び高効率機器の導入に努める。 ・ マイカー通勤の抑制に努める。 ・ ハイブリッド車や電気自動車など、環境に配慮した自動車への転換に努める。
行政	・ エネルギーの見える化を図る。 ・ 率先して環境負荷の少ない製品の購入やペーパーレス化、環境に配慮した公用車の導入を促進する。 ・ 公共施設での率先したエネルギーの削減、再生可能エネルギーや省エネ機器の導入に努める。 ・ 再生可能エネルギーの地産地消を進める。

基本施策４ 気候変動に適応するまち

（１）具体的な取組

４－１．地球温暖化によるリスクを減らそう

①暑熱環境・熱中症対策

- ・クールシェアや緑のカーテンをはじめとしたヒートアイランド対策を推進します。
- ・熱中症の予防・対処法をはじめ、感染症に関する普及啓発や情報発信を行い、気候変動による健康被害を最小限にとどめます。

②農林水産業の気候変動対応

- ・気候変動や温暖化によって受ける影響や農産物の品種改良等に関する情報を把握します。

③危機事象や災害への対応体制の整備

- ・水質や大気に係る危機事象ごとのマニュアルに基づく研修などを行い、職員の危機管理意識の向上を図ります。
- ・「渇水等緊急時における相互応援協定」に基づき、応急給水など、緊急時の応援活動について、関係市町と情報交換を密に行うことで、協定の円滑な運用を図ります。

④災害対策の実施

- ・市内の浸水状況などを勘案し、効果的な浸水対策を行います。
- ・防災マップや各種ハザードマップを周知することなどにより、市民の防災意識の向上を図ります。
- ・各施設や河川の改修等インフラの整備を行い、適切な維持管理・更新により防災・減災対策を進めます。

(2) 各主体の役割

主体	取組
市民	・ 熱中症予防の意識を持ち、夏場の適切な空調の使用や塩分・水分をこまめにとる等により、体調を管理する。 ・ 自然災害に備えて、必要物資を備蓄しハザードマップで避難経路を確認しておく。
事業者	・ 夏場の現場作業等では、適度な休憩、帽子等の着用、塩分・水分の摂取等により、熱中症予防に取り組む。 ・ 気象災害への備え、社員にハザードマップを周知し、事業が継続できるよう備える。
行政	・ クールシェアや緑化など街中の暑さ対策を検討、実施する。 ・ 熱中症や感染症予防の普及啓発を行う。 ・ ハザードマップを公表し、市民や事業者へ周知する。

＜自然と共生するまちづくり＞

基本施策5 安全・安心で快適に暮らせるまち

(1) 具体的な取組

5－1. 水を大切にしよう

①節水の推進

- ・各種広報媒体やイベントを活用して、日常の生活の中で節水を実践する具体的な方法などの情報を分かりやすく発信します。
- ・節水活動に関連する団体や国、他市との連携・情報交換を図り、節水への取組をより効果的かつ継続的に推進します。

②中水（雨水、下水処理水など）の有効利用

- ・市有施設へ先導的に雨水利用設備を導入し、市民や事業者に向けた啓発を行うとともに、雨水貯留施設の設置などに対し、助成金を交付します。
- ・下水処理水の河川への還流や農業用水及び雑用水への利用を推進し、水資源の有効利用を図ります。

③水源の保全・確保

- ・石手川ダム上流域の水源かん養林の整備と保全を市民と協働で継続して行います。
- ・地下水の安定性を高めるため、流域関係者と地下水の保全策について検討できる仕組みづくりを推進します。
- ・公共工事では、雨水を地中に浸透させる透水性の舗装などの整備を促進します。
- ・本市が策定する「長期的水需給計画」に基づき、新規水源の確保に努め、安定給水が可能な体制の構築を目指します。

④水道施設の適正な維持管理

- ・民間事業者と協働して、効率的で適切な水道施設の維持管理を行います。
- ・ライフサイクルコストを考慮した計画的な水道施設の更新を進めます。

⑤河川・水辺の保全、整備

- ・下水道事業の健全経営や普及率の向上を目指し、整備効果やコスト縮減に配慮した計画的な整備を推進します。
- ・地域の状況に適した、合併処理浄化槽の設置整備と浄化槽の適正管理を推進します。

- ・市街地整備などの機会を捉え、市民が親しめる水辺の創出を進めます。
- ・水辺の整備は、生物多様性や安全性、景観との調和などに配慮した整備を進めます。
- ・河川の整備は、親水性に配慮し、レクリエーション機能や治水機能を高めながら、植生や生態系に配慮した空間の維持に努めます。

5－2．快適な生活環境を守ろう

① 環境汚染の抑制

- ・大気、水質などの常時監視や定期的な調査を行い、把握した情報をホームページなどで公開します。
- ・環境汚染の発生源となり得る工場や事業場などに対し、各種法令に基づき立ち入り調査、指導などを実施します。
- ・環境保全協定を締結した事業者と協働し、環境負荷の低減を促進します。

② 水質・大気・土壌環境の保全

- ・良好な水・大気環境の保全や土壌汚染対策について積極的に取り組みます。
- ・公共下水道への接続を進めるとともに、合併処理浄化槽の設置や適切な維持管理を促進することで、生活排水対策を図ります。

③ 騒音・振動・悪臭の防止

- ・騒音・振動・悪臭の防止に向けて、発生源となり得る工場や事業場などへの対策を推進します。
- ・市内幹線道路の道路交通騒音のモニタリングを毎年実施し、状況に応じて愛媛県公安委員会への改善要請を行います。

5－3．みんなで美しいまちにしよう

① 環境美化活動の推進

- ・市民大清掃の開催や、環境美化活動への支援などにより、美しいまちづくりを推進します。

② 美しいまちづくり重点地区の指定

- ・松山のまちをみんなで美しくする条例に基づき、重点地区を定め清掃活動を推進することにより、国際観光温泉文化都市松山にふさわしい美しいまちづくりを推進します。

(2) 各主体の役割

主体	取組
市民	・水を大切にし、節水に努める。 ・ごみのポイ捨てはしない。 ・地域の環境美化活動に積極的に参加する。
事業者	・水を大切にし、節水に努める。 ・排ガス・排水・振動・騒音などについて、定められた排出規制を遵守する。 ・地域の環境美化活動に参加・協力する。 ・広告掲示や緑化など、まちの美観等に協力する。
行政	・節水にかかる情報を発信する。 ・節水機器等に助成し、導入を推進する。 ・河川・道路など公共工事にあたり、水の地下浸透など環境に配慮する。 ・環境法令等に基づく指導・監督・情報提供を実施する。 ・美しいまちづくり重点地区を定め、清掃活動を推進する。

基本施策6 豊かな自然あふれるまち

(1) 具体的な取組

6-1. 自然を守り、ふれあおう

① 緑あふれる空間の創出

- ・ 地域の特色や周辺の景観に配慮しつつ、道路や残地などの緑化を推進し、四季を感じられる緑道や緑地を創出します。
- ・ 公共施設や大規模オープンスペースの緑化などにより、積極的に緑の空間を創出します。
- ・ 地域住民による花壇の創出などにより、地域の景観形成や地域コミュニティの醸成につながる空間づくりを推進します。
- ・ 創出した緑は、市民・NPO・事業者などと連携し、地域資源として活用するとともに適切に維持管理・育成します。

② 緑化活動の推進

- ・ 緑化協定や緑化基金などの制度を活用し、市民や事業者の協力を得ながら民有地の緑化を推進します。
- ・ 市民が楽しみながら緑化に取り組める仕組みづくりを推進するとともに、各種広報媒体を活用し、緑化支援制度に関する情報提供や啓発を行うことで、市民や事業者などの緑化活動を推進します。

③ 森林の維持・保全

- ・ 森林が有する水源のかん養に加え、生物のすみかとしての生態系保全、景観や教育への活用など、多様な機能を持つ森林の整備を促進します。
- ・ 市民や団体による間伐や適切な植林など森林保全の取組を支援し、森林を守り育てる活動を推進します。
- ・ 竹林の間伐や樹種転換などを行うとともに、伐採した竹を活用するなど、里地・里山・里島の持続可能な森林環境整備を行います。

④ 緑豊かな景観の保全

- ・ 緑豊かなまちなみ景観の保全と創出を計画的に推進します。
- ・ 歴史的・文化的資源と一体となった樹林地、社寺林などは、松山独自の景観を形成する重要な緑地として、各種法制度を活用し、維持・保全を図ります。
- ・ 市街地では、市民や事業者と連携しながら、公園や各種施設内の緑地、沿道や河川の街路樹や植栽などの適切な維持管理に努め、緑豊かな都市景観の保全を図ります。

⑤ 里地・里山・里島に親しむ機会の創出

- ・地域の豊かな自然や歴史ある景観など、地域資源を活用したツーリズムを推進し、里地・里山・里島に親しむ機会を創出します。

6－2．生物の多様性を保全・回復しよう

① 生き物とふれあう場や機会の創出

- ・河川・水路の整備・改修時には、地域の状況等に応じて、自然環境に配慮した整備を推進します。
- ・海岸では、海辺の生き物観察会の開催や清掃活動、藻場の育成などにより、地域と一体となった海辺と海洋環境の保全に努めます。

② 生態系の保全

- ・希少動植物などの生態系保全活動に市民が参加する機会を創出するとともに、各種広報媒体を活用して、参加を促すことにより、地域と一体となった保全活動の浸透と拡大を図ります。
- ・二ホンジカから希少植生や森林生態系を保護するなど、生物多様性の保全を図ります。

③ 外来生物による被害の防止

- ・セアカゴケグモやヌートリア等の特定外来生物の侵入状況を把握し、生態系等への被害防止に努めます。
- ・外来生物が引き起こす問題や、被害を防ぐために市民一人一人ができることについて正しく理解してもらうため、普及啓発を進めます。

④ 動植物の適正飼育・栽培

- ・野外へ外来生物をむやみに放つことのないよう、生き物を飼育・栽培する上でのマナーや適切な取扱いに関する情報などを発信し、外来生物による生態系等への影響を防止します。
- ・有害鳥獣の駆除を進めるほか、農業・林業被害の軽減に向けた効果的な防除を推進します。

6－3．農地からの恵みを楽しもう

① 農地の保全

- ・ 各種作物の生産・良好な景観の形成、動物の生息や植物の生育空間といった多面的な役割を担う農地を保全します。
- ・ 高齢化や兼業化が進んだ地域などでは、農地の維持・管理・経営発展などを目的とした、今後の中心となる経営体（個人、法人、集落営農）を明確にし、地域全体で農業に取り組む体制づくりを進めます。
- ・ 農地の利用状況に関する調査や農地転用許可制度の厳正な執行を通じて優良農地を保全し、農地の荒廃を防止します。

② 環境保全型農業の推進

- ・ 各種団体と連携し、有機・無農薬栽培、農薬・化学肥料の低減など環境保全型農業の普及を図ります。
- ・ ロボット・AI・IoT など先端機器を活用したスマート農業の推進による持続可能な農業を目指します。

③ 地産地消の促進

- ・ 消費者が地域で採れた農産物に対する理解を深めるとともに、生産者と消費者とをつなぐ取組を進めることにより、地産地消を推進します。
- ・ 学校給食に地域の農産物を積極的に利用することにより、子どもたちの地域の農業に対する理解を高め、特有の食文化を伝える食育に活用します。

(2) 各主体の役割

主体	取組
市民	・身近な場所の緑化に取り組む。 ・日頃から自然環境に関心を持ち、自然や生き物等とのふれあいを大切にする。 ・地域の緑化活動や山林・里地里山の整備活動等に積極的に参加する。 ・本市の希少動植物や外来生物の理解を深める。 ・生物の飼育や植物を栽培する際はマナーを守り、生態系を乱す行為は行わない。 ・市民農園などを利用し、農業への理解を深める。 ・地域で採れた農産物を積極的に選択し、地産地消に努める。
事業者	・事業所内や周辺の緑化に取り組む。 ・地域の緑化活動や山林・里地里山の整備活動等に積極的に参加する。 ・農業体験や地域資源を活かしたエコツーリズムを推進する。 ・生物多様性に関する理解に努め、生物多様性に配慮した事業活動を行う。 ・農地を適正に管理する。 ・地域で採れた農産物を積極的に利用する。
行政	・行政が管理している施設などの緑化に取り組む。 ・市街地の緑化、森林の保全・整備を促進する。 ・緑豊かなまちなみ景観の保全と創出を計画的に推進する。 ・希少動植物や外来生物の状況などの情報発信、学習の機会を増やし、市民や事業者の生物多様性の理解・関心を高める。 ・耕作放棄地が有効に活用されるよう指導に努める。

＜横断的な取組＞

I 環境学習・人材育成

(1) 具体的な取組

I－1. 環境について学ぼう

① 環境学習機会の充実

- ・エコリーダーの派遣をはじめ、地域の生涯学習や公民館活動など、様々な機会に環境学習を取り入れることで、市民や事業者などが環境について学べる機会の拡充を図ります。
- ・環境学習施設や野外活動センター等での自然体験やリサイクル体験ツアーなど、五感を使い、楽しく効果的に学ぶ体験型環境学習を推進します。
- ・環境学習施設に関する広報を充実させるとともに、市民のニーズに対応した展示内容の工夫やイベントの充実などにより、環境学習施設の利用を促進します。

② 環境学習内容の充実

- ・先進的な環境政策に取り組む姉妹都市であるフライブルク市との連携を活かし、世界にも目を向けた広がりのある環境教育・学習を実践します。
- ・各種団体が連携して環境学習内容を検討することで、魅力ある学習メニューを創出します。

③ 環境イベントの実施

- ・環境配慮意識を高めるため、環境イベントを開催するとともに、より多くの方に来場していただくため、各種広報媒体を活用し、情報の発信に努めます。

I－2. 人材を育成しよう

① 環境に関心をもつ市民の育成

- ・自然環境の保全・再生に関わる自主的な活動や、様々な主体が協働した取組を担う人材を育てます。

② エコリーダーの育成

- ・研修会や講演会の開催など、エコリーダーの能力向上に取り組みます。

(2) 各主体の役割

主体	取組
市民	・ 環境に対する取組について興味を持つ。 ・ 環境学習施設を積極的に利用する。 ・ 各種イベント等に参加し、知識を習得し、実践する。 ・ 家族や友人、身の回りの人たちと、自然の現状や大切さについて話す機会を設ける。 ・ 子どもたちの環境活動を応援する。
事業者	・ 地域や学校に対し魅力のある環境教育を提供する。 ・ 環境に配慮した事業活動の内容を積極的に情報発信する。 ・ ISO14001 など環境マネジメントシステムを導入し、従業員に対する環境学習機会を設けるよう努める。 ・ 事業者は CSR（企業の社会的責任）を果たし、環境活動を積極的に行う。
行政	・ 環境教育事業を積極的に情報発信し、市民の参加を募る。 ・ 新たなエコリーダーを育成し、事業内容の充実を図る。 ・ 環境分野で活躍する人材や団体を育成するため、情報提供や財政補助を行う。 ・ まちづくり協議会や町内会などに向けて、環境への取組に必要な情報を提供する。

Ⅱ 情報発信・意識啓発

(1) 具体的な取組

Ⅱ－１．情報を活用しよう

① 環境情報の収集

- ・関係機関や研究機関などとの連携を密にするとともに、市民・市民活動団体・事業者との情報交流を充実させ、環境に関わる様々な情報を収集します。

② 様々な手段での情報発信

- ・SNS や広報誌など各種広報媒体を活用し、様々な環境に関する情報の発信を行うとともに、より迅速に広く情報を発信するため、新たな手法の活用について検討を行います。

③ 環境啓発の推進

- ・イベントへの出展やキャンペーンを実施することにより、多くの市民を対象とした効果的な啓発や情報発信に努めます。
- ・ナッジ理論などを取り入れた新たな啓発方法等の調査・活用により、環境配慮行動の促進を図ります。

(2) 各主体の役割

主体	取組
市民	・環境に関する情報に関心を持つ。 ・環境イベントや講座に積極的に参加する。
事業者	・事業者が取り組む環境保全活動や省エネ対策などをホームページやイベントなどで発信する。 ・事業所周辺で美化活動に取り組む。
行政	・市民や事業者等に市の環境に関する取組を発信する。 ・市ホームページや広報紙をはじめ、SNS なども活用して幅広い年齢層にアプローチする。

Ⅲ 協働・連携

(1) 具体的な取組

Ⅲ－１．連携を深めよう

① 環境活動の支援

- ・市民や団体等が、清掃活動や自然保護活動などを行う際の支援を充実します。
- ・優れた環境の取組を表彰します。

② 市民活動団体間の連携

- ・相互の人材・情報交流の活性化により、環境活動の拡大と浸透を図るため、環境団体やNPO 同士の連携を支援します。

③ 多様な主体とのつながりの構築

- ・行政と多様な主体との交流の機会を設け、時代の流れや市民の要望に沿った環境施策を推進します。
- ・産学官民の連携による環境保全に関するネットワークの構築を促進します。
- ・事業者との協定による保全活動の推進や活動場所の提供など、環境保全活動に活発な事業者との連携を強化します。

④ 行政の連携

- ・国や県をはじめとする各行政機関との連携に加え、他自治体との情報交換やネットワーク構築に努めます。
- ・部局横断的な連携により、市役所全体で環境配慮施策を推進します。

⑤ 環境関連事業者の連携

- ・事業者同士の連携を深める取組を推進することにより、環境関連産業の持続可能な成長を促します。

⑥ 環境ビジネスなどの創出支援

- ・事業者の環境認識や提供する環境配慮サービスについて調査し、グリーン購入や環境配慮契約、環境金融の拡大など、環境ビジネスの拡大に向け支援体制を構築します。
- ・事業者の自発的な取組を促進する仕組みづくり、産学官連携でのイノベーション創出の更なる促進、脱炭素と経済発展が両立するビジネスへの移行を進めていきます。

(2) 各主体の役割

主体	取組
市民	・環境に対する取組について興味を持ち、環境活動に積極的に参加する。 ・様々な団体との連携や情報共有・交流を積極的に図る。
事業者	・地域の清掃活動や環境活動に積極的に参加する。 ・環境ビジネスの展開・拡大に向けた検討を行う。
行政	・産学官民や各行政機関との連携による環境保全に関するネットワークの構築を促進する。 ・環境ビジネスの拡大に向け支援体制を構築する。